

福島県歴史資料館収蔵資料目録

第 46 集

県内諸家寄託文書 (40)

- 旧湯野村文書 (その一)
- 大槻豊氏寄贈文書
- 菅野宏家寄贈文書 (その二)
- 郡司大助家文書 (その二)
- 我妻家文書 (その二)
- 松本喜輝家文書 (その二)

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館収蔵資料目録
第 46 集
県内諸家寄託文書 (40)
公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館収蔵資料目録

第 46 集

県内諸家寄託文書 (40)

旧湯野村文書 (その一)
大槻豈氏寄贈文書
菅野宏家寄贈文書 (その二)
郡司大助家文書 (その二)
我妻家文書 (その二)
松本喜輝家文書 (その二)

公益財団法人 福島県文化振興財団

序

福島県歴史資料館は、本県に關係する県内外の古文書・古記録・公文書などを継続的に収集・保存してきました。昭和四十五年の開館から現在までに、当館に収蔵された歴史資料は約二十四万点に及んでいます。これらの貴重な歴史資料は歴史研究者や地域の歴史研究会、市町村史編纂、歴史資料展などに広く活用されており、本県の歴史を解明するうえで欠かせない県民共有の財産となっています。本県と県民の歴史を後世に伝えていくことは、当館の大きな責務となっています。

福島県歴史資料館では、収集した歴史資料を整理して、その目録を作成しています。昭和四十六年度から『福島県歴史資料館収蔵資料目録』を毎年一冊刊行し、すでに四十五冊を数えます。本年度刊行の第四十六集は六件の文書群、旧湯野村文書(その一)四五三点(福島市)、大槻豈氏寄贈文書一点(福島市)、菅野宏家寄贈文書(その二)一点(福島市)、郡司大助家文書(その二)二点(田村郡小野町)、我妻家文書(その二)一点(白河市)、松本喜輝家文書(その二)二点(東白川郡塙町)を収録しています。本県の歴史研究において、本目録をご活用いただければ幸いに存じます。

平成二十七年三月

公益財団法人 福島県文化振興財団 理事長 遠 藤 俊 博

凡 例

一、本目録は『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第四十六集、県内諸家寄託文書⁽⁴⁰⁾である。

当財団が管理・運営する福島県歴史資料館収蔵資料のうち、平成二十六年度に整理を終えた以下の文書を収録した。福島市旧湯野村文書（その一）四五三点、福島市大槻豈氏寄贈文書一点、福島市菅野宏家寄贈文書（その二）一点、田村郡小野町郡司大助家文書（その二）二点、白河市我妻家文書（その二）一点、東白川郡塙町松本喜輝家文書（その二）二点。

二、本目録は、当財団福島県文化センター歴史資料課の専門学芸員渡邊智裕・学芸員小野孝太郎が編集した。

三、本目録は、おおむね『福島県歴史資料館近世文書の整理法』によって、分類整理した。

近世文書分類項目

1、藩と藩政（代官と幕政）

藩主・代官、藩法・布令、藩政・幕政

2、村と町

土地、人口、年貢、諸負担、村と町

3、産業

農業、製造業、鉱業、商業・金融

4、交通

5、一揆・訴願

6、寺社

7、文化

四、目録の記載形式は、次のとおりである。

1、番号 所蔵者別に通し番号を付した。

2、主要部門 近世文書分類項目に準拠した。

3、資料名 文書の表題に拠った。ただし、編者が適当と推定して表題を付したものは「」で包んだ。

4、資料内容 内容を記す必要のある文書は表題のわきに（ ）で包んで記載した。

5、年代 年月日まで記載し、同一表題の文書が数年にわたる場合には「」記号で結んだ。年月日不明の文書は空欄とした。

6、形態 大・中・小判型、一紙、袋入、軸、絵図、縦・横帳の区別。

7、種類 原本、控、下書、写本、抄本、板本、その他。

8、数量 冊、綴、通、巻、枚の区別をした。

五、旧湯野村文書（その一）・松本喜輝家文書（その二）の編集ならびに解説は、学芸員小野孝太郎が担当した。大槻豈氏寄贈文書・菅野宏家寄贈文書（その二）・郡司大助家文書（その二）・我妻家文書（その二）の編集ならびに解説は、専門学芸員渡邊智裕が担当した。

目次

序

凡例

一、旧湯野村文書（その一）	一
二、大槻豈氏寄贈文書	四六
三、菅野宏家寄贈文書（その二）	四七
四、郡司大助家文書（その二）	四八
五、我妻家文書（その二）	四九

六、松本喜輝家文書（その二）	五〇
----------------	----

一 旧湯野村文書（その二）

所在
所有者
福島市
福島市

伊達郡湯野村の村政史料などの内、近世文書四五三点を（その一）に収録した。湯野村は、はじめ会津領、慶長六年出羽米沢領、同八年米沢藩領、寛文四年幕府領（福島代官所支配）、延宝七年福島藩領、天和二年幕府領（桑折代官所支配）、貞享三年福島藩領、元禄一三年幕府領、同一五年福島藩領、寛政四年から三河刈谷藩分領（湯野陣屋支配）、村高は「天保郷帳」に「一八四三石余とある。山論・水論などの裁許絵図・裁許状・訴願文書などが数多く含まれている。同文書内の福島柳町光白屋関係史料については、末尾に収録した。

近世文書

藩と藩政

藩法・布令

〈御触書〉

1
〔御触書〕

（大目付宛、新規吹立耆朱判
通用二付可被相觸候）

〔文政七〕・一
封紙 紙 写 一通
一枚

〈差紙〉

2
乍恐以書付御届奉申上候

（松平撰津守より奥州伊達郡
塩野目村名主藤兵衛外八名
宛、尋儀有之候間一同罷出
可相届旨御差紙写）

〔近世中期〕一
紙 写 一通
六・二一

3
差出申御請書之事

（小前一同より村御役人中宛、
上下両堰用水切落川狩不致
様被仰出候二付）

文化元・七一
紙 原本 一通

〈御請書〉

4
差出申一札之事

（湯野村石工権左衛門外五名
より村御役人中宛、川筋御
普請所等川除可相成石取間
敷旨被仰渡二付石工連印御
請書）

文化元・八一
紙 原本 一通

5
差上申一札之事

（湯野村名主村上平左衛門外
三名并小前一同より桑折御
役所宛、穴原堰筋通雑魚取
停止被仰渡二付小前連印御
請書）

文化四・八一
紙 控 一通
・一七

6	差上申（一）札之事 （湯野村幸七外五六名より當村御役人衆中宛、ちりあくた捨申間鋪旨被仰渡二付御請書）	文政六・三一	紙	原本	一通
7	御趣意被仰渡承知連印帳 （奥州伊達郡湯野村名主山田嘉蔵外一八名并同村南組小前一同、御勅使様御下向福島御宿城并仙臺様御軍勢御通行二付心得） （五人組帳前書）	慶応四・四一七	大判型 堅帳	原本	一冊
8	〔御料五人組帳前書手控〕 （名主・組頭・惣百姓より桑折御役所宛、元治二年正月吉辰穴澤氏書写）	文政五・三	中判型 堅帳	写本	一冊
9	五人組御改帳 （奥州伊達郡塩野目村名主後藤周蔵外二名より土井山城守様御内御奉行所宛）	天保一二・二	大判型 堅帳	下書	一冊
10	覚 （鈴木甚五兵衛外二名より湯野村両組名主宛、御勝手方御入用多二付献金拾両受取）	元治元・六一	紙	原本	一通
11	拝借仕金子證文之事 （湯野村拝借人大工市太郎外二名より當御役元宛、江戸屋敷御普請作料金之内御下ケ分金九両受取）	安政三・一二・二一	紙	原本	一通
12	元減并利足金納帳 （湯野村、刈谷藩湯野陣屋より借用金年賦返済）	万延元・一二	小判型 横帳	原本	一冊
13	奉御拝借金子証之事 （湯野村名主大宮文作外八名より當御役所宛、御役所様御備金之内金百四拾九両御拝借）	文久三・一二	紙	原本	一通
14	奉御拝借證文之事 （湯野村名主大宮文作外八名より當御役所宛、御積立金之内難洪小前馬飼立金式拾両壹分御拝借）	文久三・一二	紙	原本	一通
15	奉御拝借證文之事 （湯野村百姓代拝借人淀吉外六名より當御役所宛、御上納金差支金三拾兩御拝借）	元治元・一二	紙	原本	一通
16	奉御拝借證文之事 （湯野村名主湯田喜平次外五名より當御役所宛、御積立金之内難洪小前馬飼立金拾五兩三分御拝借）	元治元・一二	紙	原本	一通

17	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主湯田喜平治外六 名より當御役所宛、御役所 様御備金之内金百四拾九兩 御拝借)	慶応元・六	封一	紙紙	原本	一通
18	奉御拝借申證文之亼 (湯野村名主湯田喜平治外六 名より當御役所宛、御積立 金之内難洪小前馬飼立金拾 三兩貳分御拝借)	慶応元・六	封一	紙紙	原本	一通
19	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主湯田喜平治外四 名より當御役所宛、御役所 様御備金之内金三拾兩御拝 借)	慶応元・八	封一	紙紙	原本	一通
20	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 五名より當御役所宛、御役 所様御備金之内金百四拾九 兩御拝借)	慶応元・ 一二	封一	紙紙	原本	一通
21	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 五名より當御役所宛、御役 所様御備金之内金百拾九兩 御拝借)	慶応元・ 一二	封一	紙紙	原本	一通
22	奉御拝借證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 五名より當御役所宛、御積 立金之内難洪小前馬飼立金 拾壹兩貳分御拝借)	慶応元・ 一二	封一	紙紙	原本	一通
23	奉御拝借證文之亼 (湯野村名主村上平左衛門外 五名より當御役所宛、御積 立金之内難洪小前馬飼立金 拾壹兩貳分御拝借)	慶応元・ 一二	封一	紙紙	原本	一通
24	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 八名より當御役所宛、御役 所様御備金之内金三拾兩御 拝借、高木丹右衛門より湯 の村名主宛「利足受取之覚」 貼繼)	慶応二・三	封一	紙紙	原本	一通
25	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 六名より當御役所宛、御役 所様御備金之内金百四拾九 兩御拝借)	慶応二・六	封一	紙紙	原本	一通
26	奉御拝借證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 六名より當御役所宛、御積 立金之内難洪小前馬飼立金 九兩御拝借)	慶応二・六	封一	紙紙	原本	一通
27	奉御拝借金子證文之事 (湯野村名主村上平左衛門外 五名より當御役所宛、御役 所様御備金之内金百四拾九 兩御拝借)	慶応二・ 一二	封一	紙紙	原本	一通
28	奉御拝借證文之事 (湯野村百姓代熊坂糸七外五 名より當御役所宛、御積立	慶応二・ 一二	封一	紙紙	原本	一通

29	奉御拝金子證文之事 （湯野村御拝借人組頭喜作外四名より當御役所宛、御役所御備金之内金百四拾九両御拝借）	慶応三・六	封紙	原本	一通一枚
	金之内難渋小前馬飼立金六両三分御拝借）				
30	奉御拝借金子證文之事 （湯野村御拝借人組頭喜作外三名より當御役所宛、御役所馬代金四両貳分御拝借）	慶応三・六	封紙	原本	一通一枚
	村と町 土地 《検地帳》				
31	伊達郡西根之内湯野村北原御検地帳 （四冊之内壹、朱書「一番之内」）	寛文一二・八	大判型 帳	原本	一冊
32	伊達郡西根之内湯野村北原御検地帳 （前田平右衛門外一八名、四冊之内二、朱書「二番之内」）	寛文一二・八	大判型 帳	原本	一冊
33	伊達郡西根之内湯野村御検地帳 （四冊之内三、朱書「第五」）	寛文一二・八	大判型 帳	原本	一冊
34	伊達郡西根之内湯野村御検地帳 （後藤三右衛門外二三名、四冊之内四）	寛文一二・八	大判型 帳	原本	一冊
35	伊達郡西根之内四ヶ村御検地帳 （栗原弥市右衛門外九名、朱書「第一番」）	寛文一二・八	大判型 帳	原本	一冊
36	伊達郡西根之内北原村御検地帳 （朱書「二番之内」）	寛文一二・八	大判型 帳	写本	一冊
37	伊達郡西根之内北原村御検地帳 （前田平右衛門外一八名、宝永四年四月名主吉左衛門外二名写之、四冊之内貳、朱書「二番之内」）	寛文一二・八	大判型 帳	写本	一冊
38	伊達郡西根之内湯野村御検地帳 （後藤三右衛門外二三名、寛延四年四月二六日湯野村名主熊坂作次右衛門写之）	寛文一二・八	大判型 帳	写本	一冊
39	奥伊達郡湯野邑御検地帳寫 （御検地御役人後藤三右衛門外二三名、明和六年正月吉日書改、朱書「十号」）	寛文一二・八	大判型 帳	写本	一冊
40	伊達郡西根之内四箇村御検地帳丸写 （栗原弥重右衛門外九名、朱書「二番」）	寛文一二・八	大判型 帳	写本	一冊
41	伊達郡西根之内北原村新田改書上申帳 （西根北原村名主・組頭より御奉行・御代官宛、朱書「十	寛文一二・八、宝永二・九	大判型 帳	控	一綴

三冊「三番」

42 〔伊達郡西根之内湯野村御検地帳〕 延宝二・三 大判型 原本 一冊
 (国領半兵衛内前田平右衛門外一名)

43 〔伊達郡西根之内湯野村御検地帳〕 延宝二 大判型 写本 一冊
 (四冊之内三)

44 〔伊達郡西根之内四ヶ村新田改書上申帳〕 延宝六・九 大判型 控 一綴
 (四ヶ村名主・与頭より御奉行宛、朱書「三番」)

45 〔伊達郡西根之内北原村新田改寄帳〕 宝永四・五 大判型 写本 一冊
 (北原村名主吉左衛門外三名、朱書「四番」)

46 陸奥國伊達郡北原村新田検地帳 安永元・二 大判型 原本 一冊
 (御代官布施弥市郎外六名、朱書「五番」)

47 湯野村北南組御検地御水帳写上 享和二・一〇・吉 大判型 写本 一冊
 (寛文一二年検地帳之写、朱書「十番」)

48 湯野村北南組御検地御水帳写下 享和二・一〇・吉 大判型 写本 一冊
 (筆者町藤右衛門、名主佐次右衛門代、寛文一二年検地帳之写、朱書「十番」)

〔名寄帳〕

49 〔名寄帳〕 文化一一・八 大判型 原本 一冊
 (名主掛田長次郎外二名、讓地証文写等挟込)

50 差出申一札之事 天保一四・一一 封紙 原本 一通
 (湯野村小前惣代兵七外五名より両御役元宛、小前名寄帳新帳二仕直二付)

51 儀定 安政五・七 一紙 原本 一通
 (湯野村小前一同より両組御役元宛、田畑反別寄帳配府仕直候二付取極、付箋「七十八」)

52 田畑高反別名寄 万延元・七 大判型 原本 一冊
 (湯野村北組上)

53 田畑高反別名寄 万延元・七 大判型 原本 一冊
 (湯野村北組下、南半田村勘定人市之丞外二名奥書)

54 田畑高反別名寄 万延元・七 大判型 原本 一冊
 (湯野村南組上)

55 田畑高反別名寄 万延元・七 大判型 原本 一冊
 (湯野村南組下、南半田村勘定人市之丞外二名奥書)

56	相出申一札之事 〔湯野村百姓惣村中より湯野村名主弥市兵衛外六名宛、地押根勘定之儀高尾地方見届ケ候ニ付和談證文、朱書「四十九」〕 延享四・六一紙 原本 一通 ・一〇
57	指上申一札之事 〔穴原百姓市右衛門外八名より立會人板谷内村名主藤蔵外八名宛、地押根勘定之儀前々通勘定御宛被下ニ付、付箋「五十二」〕 延享四・六一紙 原本 一通 ・二七
58	〔検見・定免・破免〕 乍恐以書付奉愁訴候事 〔奥州伊達郡桑折御分北原村越石百姓土井伊豫正領分同国同郡湯野村願人誰、永年荒所村弁納仕難洪ニ付永引御免引願〕 文化六・二一紙 控 一通
59	〔御蔵給人定納帳〕 西根之内湯野村御蔵給人共定納御帳 〔代官安江主馬佐、小田切内膳外一名奥印、朱書「古高諸役帳」〕 万治二・六 大判型 原本 一冊 ・四 豎帳
60	〔西根之内湯野村御蔵給人共定納御帳〕 〔代官香坂数馬、小田切内膳外一名奥印〕 万治二・六 大判型 原本 一冊 ・六 豎帳
61	〔年貢割付〕 奥州伊達郡四箇村寅御年貢可納割附之事 〔寺西重次郎より右村名主・組頭・惣百姓宛、寅今午迄五ヶ年定免〕 文政元・一紙 原本 一通 一〇
62	陸奥國伊達郡北原村子御年貢可納割附之事 〔寺西藏太より右村名主・与頭・惣百姓宛、未今辰迄拾ヶ年定免〕 文政二・一紙 原本 一通 一〇
63	〔陸奥國伊達郡湯野村子御年貢可納割附之事〕 〔鈴木甚五兵衛外二名より右村名主・組頭・惣百姓宛、申今子迄五ヶ年定免、北組預り〕 元治元・一紙 原本 一通 一一
64	陸奥國伊達郡北原村寅御年貢可納割附之事 〔川上猪太郎より右村名主・組頭・惣百姓宛、定免御取箇〕 慶応二・一紙 原本 一通 一〇
65	〔陸奥國伊達郡湯野村寅御年貢可納割附之事〕 〔高木丹右衛門外三名より右〕 慶応二・一紙 原本 一通 一一

村名主・組頭・惣百姓宛、
丑巳迄五ヶ年定免)

《年貢皆済目録》

66 伊達郡北原村子御年貢皆済目録
(岸弥三郎より右村名主・組頭・惣百姓宛、本途米金小物成高掛物口米永并返納物皆済)
寛政四・一 紙 原本 一通

《小物成》

67 鮎築御運上定役奉願候御事
(湯野村名主利左衛門外七名より御代官宛、摺上川鮎築御運上之儀定役被仰付度、端裏書「△七」)
元禄一三・一 紙 原本 一通

68 差上申一札之事
(茂庭村願名主七右衛門外五名より福嶋御會所宛、摺上川鮎御運上不納金六両年賦御上納二付)
延享四・二 一 紙 原本 一通

69 築請負申證文之事
(湯野村受負人善吉外一名より當村兩御役元宛、御運上御上納を以五ヶ年下築請負)
文政一〇・一 紙 原本 一通

70 鮎築請負申證文之事
(湯野村穴原請負人物吉外一名より當村御役元宛、御運上納を以五ヶ年上築受負)
文政一一・一 紙 原本 一通

71 築請負申證文之事
(湯野村受負人半右衛門外一名より當村兩御役元宛、御運上御上納を以五ヶ年下築請負)
天保四・五 封 一 紙 原本 一通

72 下築請負申證文之事
(湯野村受請人傳藏外一名より當村兩御役元宛、御運上御上納を以五ヶ年請負)
天保九・正 一 紙 原本 一通

73 鮎築請負申證文之事
(湯野村穴原受負人祐右衛門外一名より當村兩御役元宛、御運上御上納を以五ヶ年上築受負)
天保一二・六 封 一 紙 原本 一通

74 築請負申證文之事
(湯野村築受負人弥作外一名より南御役元宛、御運上金御上納を以五ヶ年下築請負)
天保一三・八 封 一 紙 原本 一通

75 鮎築請負申證文之事
(湯野村上築受負人運右衛門外一名より當村兩御役元宛、御運上御上納ヲ以五ヶ季上築受負)
弘化二・六 封 一 紙 原本 一通

76 下築請負申證文之事
(湯野村下築請負人吉之丞外一名より當村御役元宛、御運上永御上納を以五ヶ年請負)
嘉永元・六 封 一 紙 原本 一通

77	鮎築請負申証文之事 （湯野村穴原受負人勇右衛門 外一名より右村兩御役元宛、 御運上御上納を以五ヶ年上 築受負）	嘉永四・六	封一	紙	原本	一通
78	下築請負申証文之事 （湯野村下築請負人久吉外一 名より村御役元宛、御運上 金御上納を以五ヶ年請負）	嘉永六・二	封一	紙	原本	一通
79	鮎築請負申証文之事 （湯野村受負人勘三郎外一名 より御役元宛、御運上御上 納を以五ヶ年上築受負）	安政二・三	封一	紙	原本	一通
80	下築請負申証文之事 （湯野村下築請負人淀吉外二 名より村ノ御役元宛、御運 上金御上納を以五ヶ年請負）	安政四・七	封一	紙	原本	一通
81	鮎築請負申証文之事 （湯野村上築受負人喜藏外一 名より当村兩御役元宛、御 運上御上納ヲ以五ヶ年上築 受負）	文久元・七	封一	紙	原本	一通
82	以書付奉願上候 （湯野村願人勘三郎外一名よ り同村御役元宛、御運上金 御上納を以五ヶ年下築請負、 子細有之取受不相成）	文久二・八	封一	紙	原本	一通
83	築請負申証文之事 （湯野村請負人淀吉外四名よ	文久三・三	封一	紙	原本	一通
84	築請負申証文之事 （湯野村請負人松次郎外一名 より当村兩御役元宛、御運 上御上納を以五ヶ年下築請 負）	慶応三・ 一一	封一	紙	原本	一通
85	乍恐以書付御請書奉差上候 （湯の村名主村上平左衛門外 六名并軒組一同、堰人足未 進二付役元ノ被触出候儀無 遲滞相勤可申旨）	文化五・六	一	紙	原本	一通
86	〔湯野北原四箇村絵図〕 （奥州伊達郡西根湯野村名主 利左衛門外一二名、寺社堂 宇・名主宅・山伏・湯坪等 記載、絵師万正寺村組頭伊 兵衛、八〇・五×一一・八cm）	元禄一四・ 八	一	紙	原本	一枚
87	四箇村絵図 （奥州伊達郡四箇村、田畑・ 入会・川除・川欠場所記載、 五五×一一・五cm）	延享三・正	一	紙	原本	一枚
88	信伊達兩郡大畧図 （名主佐平次代、支配領分・	文政一〇・ 一二	一	紙	原本	一枚

89	〔湯野村絵図〕 （湯野村名主久保喜三郎外六名、水・耕地屋敷・野漆等記載、明治五年福嶋縣管轄江御引渡二付差上、八八×一二八cm）	天保七・六	絵図	原本	一枚
90	〔摺上川筋川欠起返地絵図〕 （伊達郡四箇村名主源吉外三名、新田・起返・古川等記載、朱書「三十二番」、四五×一一一・五cm）	元治元・九	絵図	写	一枚
91	湯野村北原村四ヶ村当時川成古繪圖写 （損地・起返・入会秣野等記載、三八・五×八二cm）	〔近世中期以降〕申	絵図	写	一枚
92	〔湯野北原村野中山下絵図〕 （屋敷・田畑・堂宇・沢・溜池記載、一五一×九八cm）	〔近世後期〕	絵図	原本	一枚
93	〔字姥ヶ沢溜井絵図〕 （田畑・土手等記載、七四・五×二七・五cm）	〔近世後期〕	絵図	原本	一枚
94	〔字姥ヶ沢溜井絵図〕 （田畑・土手等記載、六三・五×二九・五cm）	〔近世後期〕	絵図	写	一枚
95	〔湯野村用水姥ヶ沢溜井絵図〕 （山・田・荒地等記載、一五八×三七cm）	〔近世後期〕	絵図	原本	一枚
96	〔湯野村用水姥ヶ沢溜井絵図〕 （山・田・荒地等記載、五六・五×二九・五cm）	〔近世後期〕	絵図	写	一枚
97	〔湯野村用水姥ヶ沢溜井絵図〕 （山・田・荒地等記載、五七×三〇cm）	〔近世後期〕	絵図	写	一枚
98	〔摺上川筋起返地絵図〕 （四箇村名主定吉外三名、起返地・土手等記載、五七×一一一cm）	〔近世末期〕	絵図	原本	一枚
99	〔湯野北原四箇村山元入会奥山周辺絵図〕 （集落・畑・山道・沢・溜池記載、九八×一一六cm）	〔近世期〕	絵図	原本	一枚
100	〔上飯坂村絵図〕 （七九×一一八・五cm）	〔近世期〕	絵図	写	一枚
101	〔仁井田村庄五郎持分田畑絵図〕 （三一×三八・五cm） 〔村明細〕	〔近世期〕	絵図	原本	一枚
102	田畑諸色明細相改帳 （伊達郡四ヶ村名主五郎兵衛より久保田十左衛門様御役所宛、明和五年正月明細書上二相用候、朱書「三十一」）	宝暦一一・三	大判型	控	一冊

番」） 〈留帳〉 〔諸証文留帳〕 （入會川原川除普請ニ付取替 証文・鮎築御連上定役願・ 船場馬船造立入用錢請取覚 等） 〈村定〉	107 御百性老家相續ニ付奉御願上候 事 （上飯坂村願人山川屋清吉よ り湯野村御役元宛、家跡式 ニ付金子畑地致方之儀） 安政三・ 一〇 封一 紙紙 原本 一通
104 取替申義定文之事 （板谷内村惣百姓勘太郎外一 名并一同各両者より湯野村 名主与頭御百姓中宛、耕作 之実柴薪等盗取并博奕宿致 候者過料金可取旨、板谷内 村湯野村名主・与頭奥印） 〈村役人〉	108 乍恐以書付御届奉申上候 （湯野村良庵後家いの外六名 より當御役所宛、山岸良庵 死後原野東鑑順養子ニ貫請 家督相續之儀） 元治元・四 一 紙 原本 一通
105 〔年番引渡書〕 （辰年番傳藏外一名より巳年 番利右衛門外一名宛、信達 両郡并栖葉郡御料之村々四 ヶ高草高書上） 〈身分・相続〉	109 差出申一札之事 （湯野村吉平親類淀吉外三名 より當村御役元宛、他村稼 候者引戻延引願御聞被下候 二付） 文政五・ 一一 封一 紙紙 原本 一通
106 由緒書上 （奥州伊達郡桑折宿本陣新右 衛門より桑折御役所宛） 嘉永六 大判型 写本 一冊	110 差出申一札之事 （瀬上駅人受大槻佐七外一名 より湯の村見廻り役岸浪磯 右衛門宛、喜藏差遣ニ付人 請一札） 嘉永四・七 封一 紙紙 原本 一通
	111 〔乍恐口上書以申上候〕 （湯野村注進人平十郎外二名 より福嶋御役所宛、湯野北 原両村入會候田地買取之儀 故障始末） 元文五・五 ・二〇 一 紙 原本 一通

112 以口上書申上候 (湯野村庄四郎組合訴人善兵衛外四名より当村御名主組頭中宛、御届無之新屋敷畑方二起し草野柴間等野符林二仕候二付御訴) 明和五・六一紙 原本一通	113 差出申口上書之事 (湯野村穴原願人市左衛門外四名より御名主組頭中宛、庄四郎儀新屋敷を立柴間草野相狭候二付御訴訟) 明和五・七一紙 原本一通	114 差出申一札之事 (湯野村穴原公事訴訟人市左衛門外四名より御名主組頭宛、出入中御吟味諸人用村役人御差図次第可差出旨) 明和五・七一紙 原本一通	115 訴状控 (湯野村願人等より、柴間草野を庄四郎屋敷附二相囲等之出入外、朱書「四十二」) 明和五・八一紙 大判型控 一冊	116 差出申口上書之事 (吉之丞外三名より名主組頭衆中・長百姓中宛、志わた居掛り屋敷境生垣伐り拂候出入之儀、端裏書「△八」) 安永九・七一紙 原本一通	117 済口一札之事 (湯野村願人甚右衛門外一名より両御名主中・御組頭中・長百姓中宛、屋敷内并畑方境近く植木之儀出入和熟) 天明元・一一・一九紙 原本一通
118 仕候、端裏書「老」 出入済口連印證文之事 (湯野村出入人吉之丞外五名より村御役人中・長百姓中宛、志和田屋敷造作二而西東道出入之儀) 天明三・四一紙 原本一通	119 乍恐以書付奉願上候 (湯野村願人助四郎外二名より湯野村御役所宛、屋敷林境松伐取并通路出入不相成一件吟味願) 文化五・一一紙 原本一通	120 差出申済口證文之事 (清兵衛外六名より當村御役元宛、飯米搗場拵等之儀故障之筋有之内済) 文化九・一二紙 原本一通	121 差出申一札之事 (箱崎村取扱人高橋亀次外三名より湯野村御役人中宛、上飯坂村へ往古差出置書面披見仕二付不当申間敷候、端裏書「△十三」) 文政四・一〇一紙 紙 原本一通	122 乍恐以返答書奉願上候 (湯野村越石惣代圓藏外二名より當御役所宛、越石百姓未進御收納米津出滞候段北原村へ出訴二付、湯野村名主久保喜三郎外三名奥印) 天保八・一二紙 原本一通	123 乍恐以書付再願奉願上候 (湯野村越石惣代佐治右衛門) 天保八・一二紙 原本一通

外二名より當御役所宛、北原村役人中江越石々立会之上御年貢帳仕立可申様被仰付度）	124 詫入申一札之事 （湯ノ村當人喜平次外一名より同村御役元宛、通用之門ト崎及出入御出役之儀御内分御聞濟被下） 天保一四・四・朔 封紙 原本 一通	堀江方々差出願書之御差紙写 （梁川村郷土願人堀江与五右衛門より梁川御役所宛・梁川御役所より右村百姓代次郎外四名宛、長屋立拂御利解願并村役人立會可濟之御差紙） 弘化四・一 紙写 一通	乍恐以書付御訴訟奉申上候 （湯野村名主願人平右衛門外六名より當御役所宛、野火防駆付候奥山守江狼藉被致候儀御吟味願） 弘化五・二 紙 原本 一通	差出申一札之事 （北原村當人惣代平吉外一名より湯野村北組御役元宛、鉄炮手鎗脇差持參湯野村御役元江及察當候段御勘弁被下二付侘書） 弘化五・二 紙 原本 一通	128 乍恐以書付奉歎願候 （湯野村歎願人文左衛門外二名より當御役所宛、旅籠屋	讓受冥加金貸渡候儀違約乱妨致不實意一件、付箋「廿九」） 嘉永七・三 紙 原本 一通	乍恐以書付奉歎願候 （湯野村歎願人久助外二名より當御役所宛、場所間違起返讓渡田地察當相成二付返地被仰付度、右村名主喜八郎外二名奥印） 嘉永七・七 紙写 一通	乍恐以口上書奉申上候 （湯野村當人久助外二名より湯野村御役所宛、讓渡候地所用水溜井江差障御訴訟之始末） 安政二・二 封紙 原本 一通	差出し申一札之事 （湯野村當人嘉七外二名より當村兩御役元宛、御届無之水除新規堀出来候処欠崩蒙御差當候二付） 安政四・一 紙 原本 一通	差出申一札之事 （四箇村式拾五人惣代庄作外八名より湯野村役人衆中宛、御年貢諸割合不正訴上候儀熟濟仕済口證文差上） 安政四・一 紙 原本 一通	133 奉差上済口證文之事 （四箇村訴訟人惣代庄作外三名より湯野村御役所宛、湯野村役人江相掛御年貢諸割合不正訴訟熟談内済、長倉村名主扱人伴右衛門外六
---	--	--	--	--	---	---	--	---	--	---	--

138 乍恐以書付御訴訟奉申上候 (奥州伊達郡湯野村役人物代) 元治元・八一紙写一通	137 乍恐以書付奉願上候 (湯野百姓代新八外七名より 当御役所宛、四ヶ村入作人 御年貢諸夫役諸入用不納二 付) 元治元・七一紙下書一通	136 乍恐以書付御吟味御下ヶ奉願上候 (奥州伊達郡四箇村小前惣代 百姓宇三郎外一五名より湯 野御役所宛、御年貢諸役不 納一件熟談行届内済二付、 付箋「六十八」) 文久二・六 中判型 控 一冊 堅帳	135 乍恐以書付奉歎願上候事 (下保原村願人弥吉外四名より 保原御役所宛、借家明渡 之儀立退不申候様被仰付度) 万延元・八一紙原本一通	134 奉差上済口證文之事 (四箇村訴訟人物代庄作外三 一名より湯野村御役所宛、 湯野村役人江相掛御年貢諸 割合不正訴訟熟談内済、長 倉村名主扱人伴右衛門外六 名より四箇村々湯野村江入 作人一同宛、四ヶ村分、朱 書「四十七」) 安政四・一紙写一通
142 奉差上済口證文之事 (北原村小前役人惣代訴訟人 官蔵外二一名并取扱人四名 より、湯野村百姓江相掛候 居屋敷地并湯泉進退之儀取 扱内済、岡村取扱人甚七外 三名奥印、朱書「二十七」、 封紙表書「十三」) 慶応四・二 一紙原本一通 封紙 一枚	141 乍恐以書付御訴訟奉申上候 (奥州伊達郡北原村小前役人 惣代組頭訴訟人官蔵より御 奉行所宛、温泉涌出を以湯 野村百姓不法仕候地所出入 之儀、卯一二月二七日御勘 定御奉行溝口伊勢守勝如外 一二名目安裏書) 慶応三・一紙写一通 一二	140 〔居廻差障候一件屋敷絵図〕 (山岸忠兵衛外三名、四六・ 五×四五cm) 〔慶応元〕 絵図下書一枚	139 為取替申證文事 (村當人忠作外五名より村忠 作宛、種井戸流尻本家居廻 り差障候儀熟談) 慶応元・霜月 一紙原本一通	組頭訴訟人新八より寺社御 奉行所宛、四箇村出石之者 共年貢諸夫錢不納出入、子 一〇月二七日寺社御奉行酒 井若狹守忠氏外一〇名目安 裏書)

143 〔北原湯野両村地境絵図〕 （北原村小前惣代官蔵外二名より、出入掛合及龜絵図面仕立、三三・五×一一七・二cm） 慶応四・二 絵 図 原本 一枚	144 〔北原湯野両村地境絵図〕 （北原村小前惣代官蔵外二名より、出入掛合及龜絵図面仕立、朱書二二八、三三・五×一二八cm） 慶応四・二 絵 図 原本 一枚	145 奉差上済口證文之事 （北原村小前役人惣代訴訟方官蔵外二名より、湯野村百姓江相掛候居屋敷地并湯泉進退之儀取扱内済） 慶応四・二 一 紙 原本 一通	146 差上申済口證文之事 （奥州伊達郡北原村小前役人惣代組頭訴訟人官蔵外三名より、温泉涌出を以湯野村百姓江相掛候地所出入熟談内済） 慶応四・三 一 紙 原本 一通	147 内済扱證文之事 （堰組村々堰守方惣代桑折町磯右衛門外一名より法聞寺他六名宛、堰地通り貸地延年并堰筋浚普請手伝人足可出様御取扱を以内済） 〔近世期〕 一 紙 写 一通	148 差出申口書之事 （半六倅弥治郎外一名より村役人中宛、同道者下ノ湯入湯人江理不尽申懸打捌候二付、組合卯吉外一名奥印、付箋「卅八番」） 寛政四・八 一 紙 原本 一通	149 差出申為取替一札之事 （塩野目村当人官次外三名より湯野村御役人衆中宛、酒犯之上喧嘩致出入二付） 文化一〇・四 一 紙 原本 一通	150 差出シ申一札之事 （湯野上組合頭八十右衛門外八名より湯野村御役人衆中宛、屋敷中若者共心得違之儀御赦免被下二付詫入、端裏書「△十四」） 文化一一・二 一 紙 原本 一通	151 差出申一札之事 （高梨子村親類亦右衛門外二名より湯野村御役元宛、於湯治場死去仕候死骸引請二付） 文化一一・三・九 一 紙 原本 一通	152 差出申一札之事 （上飯坂村宿人頭引請人吉三郎外二名より湯野村御役元宛、首縊候死骸引取二付） 嘉永四・五 一 紙 原本 一通	153 差出口上書之事 （湯野村親類由松外一名より 嘉永七・閏七・四 一 紙 原本 一通
---	---	---	---	---	--	---	--	---	--	---

湯野村南御役元宛、旅行仕候者御尋有之候得共未夕帰村無之	154 差出申一〔札〕之事 （永井川村死人名跡沢吉外三名より湯野村御役人宛、入湯二罷越病死仕候死骸引取願御聞濟相成）	安政三・一一 紙 原本 一通
差出申一札之事 （三春蛇石村死人名跡文蔵外三名より湯野村御役元宛、入湯二罷越病死仕候死人引取願御聞濟相成）	155 差出申書付之事 （福寫当人品主太市外四名より湯野村御役元宛、盜難一件不審成召仕之儀主人方江故障迷惑不掛旨）	安政六・三一・朔 紙 原本 一通
差出申書付之事 （藤田村親類傳吉外二名より湯野村御役元宛、温泉入湯罷越病死仕候死人引取願御聞濟被下二付）	156 差出申一札之事 （湯野村願人武田吉右衛門外五名より當御役所宛、印形盜取悪用并御年貢不正取立悪口雜言申掛候一件御吟味願）	万延元・六一 紙 原本 一通
差出申一札之事 （湯野村願人武田吉右衛門外五名より當御役所宛、印形盜取悪用并御年貢不正取立悪口雜言申掛候一件御吟味願）	157 差出申一札之事 （湯野村願人武田吉右衛門外五名より當御役所宛、印形盜取悪用并御年貢不正取立悪口雜言申掛候一件御吟味願）	文久元・一一 紙 原本 一通
差出申一札之事 （瀬ノ上村親分喜三郎外一名より湯野村御役人宛、南部花巻村の罷越牛負奉公差置候者病死仕葬願御聞濟被下二付）	158 差出申一札之事 （湯野村願人武田吉右衛門外五名より當御役所宛、印形盜取悪用并御年貢不正取立悪口雜言申掛候一件御吟味願）	文久三・二二・二三 紙 原本 一通
乍恐以書付奉歎願上候 （湯野村歎願人市蔵外四名より湯野御役所宛、手慰ミ等致候風聞有之御猶豫願、當村名主佐藤重兵衛奥印）	159 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通
口上覧 （瀬ノ上宿医師原野東瑄より川崎保之助宛、於下飯坂村大疵請候者見届候儀御尋二付容體書）	160 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通
口上覧 （瀬ノ上宿医師原野東瑄より川崎保之助宛、於下飯坂村大疵請候者見届候儀御尋二付容體書）	161 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通
口上覧 （瀬ノ上宿医師原野東瑄より川崎保之助宛、於下飯坂村大疵請候者見届候儀御尋二付容體書）	162 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通
口上覧 （瀬ノ上宿医師原野東瑄より川崎保之助宛、於下飯坂村大疵請候者見届候儀御尋二付容體書）	163 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通
口上覧 （瀬ノ上宿医師原野東瑄より川崎保之助宛、於下飯坂村大疵請候者見届候儀御尋二付容體書）	164 差出申一札之事 （湯野村歎願人組頭吉之丞外六名より湯野御役所宛、永々慎承候過怠人之儀農業最中者村役人江御下ケ被下度）	慶応三・五一 紙 原本 一通

171	〔申渡〕 （湯野村百姓熊次郎宛、甥質 地引戻越訴為致候上圀拔出 不存二付急度叱り申付）	辰・正	一	紙	原本	一通
170	〔申渡〕 （湯野村百姓吉太郎宛、兄質 地引戻越訴為致候上圀拔不 存二付叱り申付）	辰・正	一	紙	原本	一通
169	〔申渡〕 （湯野村百姓由松宛、兄質地 引戻越訴為致候上圀拔不存 二付急度叱り申付）	辰・正	一	紙	原本	一通
168	〔申渡〕 （湯野村百姓治兵衛倅福次宛、 質地引戻越訴致候親圀入中 拔出不存二付押込申付）	辰・正	一	紙	原本	一通
167	〔申渡〕 （湯野村百姓治兵衛女房たり 宛、夫質地引戻越訴為致候 上圀拔不存二付押込申付）	辰・正	一	紙	原本	一通
166	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓万藏 宛、倅無願致他出を不屈出 二付叱り申付）	寅・七	一	紙	原本	一通
165	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓万藏 倅角藏宛、無願小名濱江稼 罷越候二付急度叱り申付）	寅・七	一	紙	原本	一通
177	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓郡藏 女房宛、夫追拂申付二付田 畑家財差遣候間他所親類江 引拂可申）	酉・二二	一	紙	原本	一通
176	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村郡藏倅郡 次郎宛、父と共に博奕宿致 候二付村拂申付）	酉・二二	一	紙	原本	一通
175	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓郡藏 宛、半田山金堀共等集度々 博奕宿致候二付御領分追拂 申付）	酉・二二	一	紙	原本	一通
174	〔申渡〕 （湯野村専右衛門親類圓次他 三名宛、不審有之者手鎖之 上番申付を取逃候二付叱申 付）	申・一一	一	紙	原本	一通
173	〔申渡〕 （湯野村専右衛門母ゑい外一 名宛、不審有之者手鎖之上 番申付を取逃候二付急度叱 り申付）	申・一一	一	紙	原本	一通
172	〔申渡〕 （湯野村百姓由松倅由藏宛、 伯父圀入申付候処番乍仕圀 拔不存二付押込申付）	辰・正	一	紙	原本	一通

184	183	182	181	180	179	178
〔申渡〕 （湯野村喜平次宛、心得違之義有之二付急度叱申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓庄吉宛、下男致博奕候段心付無之不念二付急度叱申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓六左衛門宛、忤致博奕候段心付無之不念二付急度叱申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓六左衛門忤弥十郎宛、郡藏於宅致博奕候二付過料申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村役人共宛、度々致博奕候段心付無之不念二付急度叱申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村郡藏地主百姓十兵衛宛、地所貸置郡藏於宅致博奕候所心付無之不念二付過料申付）	〔申渡〕 （奥州伊達郡湯野村百姓郡藏組合宛、組合郡藏於宅致博奕候段心付無之不念二付急度叱申付）
亥・一〇	酉・一二	酉・一二	酉・一二	酉・一二	酉・一二	酉・一二
一紙	一紙	一紙	一紙	一紙	一紙	一紙
原本	原本	原本	原本	原本	原本	原本
一通	一通	一通	一通	一通	一通	一通
	189	188	187	186	185	
	上納金借用申證文之事 （湯野村金子借用人惣代伊兵衛外六名より下大笹生村佐藤嘉右衛門宛、小前当午之米永御上納差詰文字金貳拾両借用）	年賦返済證文之事 （湯ノ村借用人十左衛門外一七名より上飯坂村堀切善兵衛宛、北方小前上納仕兼借用之金四拾五両拾ケ年賦返済御承知被下）	年賦返済證文之事 （湯野村名主助四郎外四名より関波村金主六郎兵衛宛、小前上納難洪二而借用金拾両五ケ年賦返済御承知被下）	年賦返済證文之事 （湯野村名主助四郎外五名より堀切善兵衛宛、北方御年貢御上納行當借用金五両拾ケ年賦返済御承知被下）	金子借用申證文之事 （湯野村金子借用人平次右衛門外六名より関波村六郎兵衛宛、御年貢御上納ニ差詰り文字金拾壹両借用）	〔借用証文〕
	寛政一〇・一二・晦	寛政六・一二	寛政六・一二	寛政六・一二・二九	寛政三・一二・四	
	一紙	一紙	一紙	一紙	一紙	
	原本	原本	原本	原本	原本	
	一通	一通	一通	一通	一通	

190 金子借用申證文事 （湯野村百姓代借用人勘右衛門外五名より北原村安兵衛宛、御上納小前難渋二付金七両借用） 享和二・一紙 原本 一通	191 御上納金借用申證文事 （湯野村百姓代平次右衛門外五名より北原村安平宛、当亥之御上納金差詰り文字金七両借用） 享和三・七一紙 原本 一通	192 差出申一札之事 （當人定吉外二名より南御役元宛、御備金拝借之質地を他へ差入金六両借用） 嘉永七・一紙 原本 一通	193 差出し申證文之事 （福嶋北南町半右衛門外一名より西根湯野村外五ヶ村御役人衆中宛、人馬宿難相成旨御承知被下借用金子残金為手当被下） 慶応二・八一紙 原本 一通	194 拝借申證文之事 （湯野村名主重兵衛外一名より北原村組頭官蔵外御役人衆中宛、難渋出入訴状写借用） 慶応四・正一紙 原本 一通
195 散田借用申証文之事 （湯野村當人源蔵他一名より当村御役元他一名宛、壹作散田） 〈散田・丸目散田〉 慶応二・正一紙 原本 一通	196 差出申證文之事 （湯野村當人利吉外五名より両組三御役人衆中宛、借地家作致渡世仕度願出御聞受被下二付） 〈借地・借家〉 慶応三・三紙 原本 一通	197 借地申證文之事 （湯野村當人源蔵外二名より當兩御役元外七名宛、鋪金差出年々冥加金相納） 慶応四・四紙 原本 一通	198 借地申證文之事 （湯野村當人善八外一名より當兩御役元外七名宛、鋪金差出年々冥加金相納家作地所借地） 慶応四・四紙 原本 一通	199 借地申一札之事 （湯野村願人善八外一名より兩御役元外七名宛、鋪金差出年々冥加永相納） 慶応四・四紙 原本 一通

200	借地申證文之事 (湯野村借地人勇吉外一名より 兩御役元外二名并御惣代 衆中宛、鋪金差出年々冥加 永相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
201	借地申一札之支 (湯の村借地人定吉外二名より 兩御役元外七名宛、鋪金 差出年々冥加金相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
202	借地申一札之支 (湯野村借地人佐藤重兵衛外 一名より兩御役元外七名宛、 鋪金差出年々冥加永相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
203	借地申一札之事 (湯野村借地人久保源藏外二 名より兩御役元外七名宛、 借地内家作之儀御聞濟被下 二付年々冥加金相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
204	借地申一札之事 (湯野村借地人勝之助外一名 より兩役元外七名宛、鋪金 差出年々冥加永相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
205	借地申一札之支 (湯野村借地人万七外二名より 兩御役元外七名宛、鋪金 差出年々冥加永相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
206	借地申一札之支 (湯野村借地人定吉外二名より 兩御役元外七名宛、鋪金	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
207	差出年々冥加金相納) 借地申一札之支 (湯野村借地人磯右衛門外一 名より兩御役元外七名宛、 鋪金差出年々冥加金相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
208	借地申證文之事 (湯ノ村當人啓藏外一名より 兩御役元外七名宛、鋪金差 出年々冥加金相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
209	借地申一札之事 (湯野村當人茂兵衛外二名より 兩組御役元外七名并屋敷 惣代衆中宛、鋪金差出年々 冥加金相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
210	借地申一札之事 (湯野村當人糸右衛門外二名 より湯野村兩組御役元外八 名宛、鋪金差出年々冥加金 相納)	慶応四・四	封一	紙	紙	原本	一通
211	借地冥加金請取帳 (名主熊坂糸七外一三名、村 地仕來場所小前最寄之者へ 借地仕二付)	慶応四・四 ・吉	大判型 横帳	原本	一冊		
212	質地二田地相渡申事 (湯野村賣人留兵衛外四名より 利左衛門宛、田地五ヶ年 季五穗二而金子貳兩壹分請	元禄九・ 一一・二五	一	紙	原本	一通	

217	216	215	214	213
〔境絵図〕 （湯野村久助より、久助引受 分并相譲り候田方等之境）	差上申一札之事 （湯野村久右衛門親類七五郎 外四名より湯野村御役元宛 御年貢金之為質地入候家屋 敷賣渡、付箋「△廿壹」）	起返畑地讓渡申證文之事 （伊達郡四箇村与平他九名よ り信夫郡桜本村佐久間惣左 衛門外六名宛、入會秣場起 返込出入熟済二付金百両請 取起返畑讓渡、桜本村佐久 間惣左衛門外六名より四箇 村小前惣代衆中・村役人衆 中宛奥書、朱書「四十二」 「四十三」）	添書證文之事 （越濱村添書差出し人尾形武 左衛門外一名より岡部村高 畑義助宛、高野河原畑賣渡 二付）	田畑質地相渡申證文之事 （湯野村賣人七之丞外四名よ り湯野上専右衛門外四名宛 湯野上用水溜井代之為金貳 両借用）
〔近世期〕	慶応三・二一	文久二・六一	安政二・一二	明和七・八一
絵図 原本 二枚 封紙 一枚	紙 原本 一通	紙 原本 一通	一 紙 原本 一通	一 紙 控 一通
221	220	219	218	
相渡シ申證文之事 （信夫郡上飯坂村名主清兵衛 外一三名より伊達郡西根湯 野村・上堰・下堰水下村々 名主・惣百姓中宛、伊達信 夫郡境摺上川中二仕両堰水	差上申口上書之事 （伊達郡湯野村長百姓類三郎 外一七名より鈴木八右衛門 様御手代近藤与左衛門外一 名宛、摺上川筋伊達信夫郡 境之義川中と申上候二付、 付箋「六十番」「湯野村」）	奉差上書付之事 （湯ノ村勇吉外一名より湯ノ 村御役元宛、作徳年々取上 り備金相立候二付）	差出シ申一札之事 （湯野村一同より、御役鉄炮 壹挺之外隠鉄炮所持仕間鋪 候旨御請書）	〔鉄炮〕
〔農業〕	〔水利・用水・水論〕	〔農政〕	産業	
元禄一二・八・七	元禄一二・七八	安政三・一一	文化二・一一	
一 紙 原本 一通	一 紙 原本 一通	一 封紙 原本 一通 一枚	一 紙 原本 一通	

222 門并流木利用等相究候、福嶋割元寺嶋吉郎右衛門奥印) 相渡シ申證文之事 (信夫郡上飯坂村名主清兵衛外一三名より伊達郡西根湯野村・上堰・下堰水下村々名主・惣百姓中宛、伊達信夫郡境摺上川中二仕両堰水門并流木利用等相究候、福嶋割元寺嶋吉郎右衛門奥書) 元禄一二・一紙写一通	223 差上ケ申一札之事 (奥州伊達郡湯野村名主利左衛門外一二名より堀田伊豆守様御内由比安兵衛外二名宛、摺上川伊達信夫郡境川之中ヲ境ニ仕候ニ付) 元禄一二・一紙写一通	224 上飯坂茂庭ノ取候證文御手代衆御手紙其外目錄諸色写帳 (川中郡境・鮎川築・流木證文并皆済目錄等、付箋「三十三号」) 宝永元・五・二八 中判型写本 一冊	225 乍恐以返答書申上候事 (北原村名主吉左衛門外二名より上郡御役所宛、湯野村申偽沢水溜井引水之儀) 宝永六・七一紙原本一通	226 乍恐口上書を以御訴訟申上候御事 (奥州伊達郡湯野村名主利左衛門外三名より御奉行所宛、用水番水仕を北原新田之者 宝永六・八一紙控一通	227 理不尽成儀致出入之儀) 〔乍恐書付を以御訴訟申上候変〕 (奥州伊達郡湯野村利左衛門外二名より御奉行所宛、用水番水仕を北原新田之者理不尽仕出入之儀、丑八月一日寺社奉行鳥居播磨守忠英外九名目安裏書) 宝永六・八一紙写一通	228 乍恐書付を以御訴訟申上候変 (奥州伊達郡湯野村利左衛門外二名より御奉行所宛、用水番水仕を北原新田之者理不尽仕出入之儀、丑八月一日寺社奉行鳥居播磨守忠英外九名目安裏書、端裏書「六十号」) 宝永六・八一紙写一通	229 〔裁許状〕 (大久保大隅守忠香外一〇名より、奥州伊達郡湯野村と北原村用水水論之事、朱書「二十一番」) 宝永七・四一紙原本一通	230 〔裁許状〕 (大久保大隅守忠香外一〇名より、奥州伊達郡湯野村と北原村用水水論之事) 宝永七・四一紙原本一通	231 〔裁許状〕 (大久保大隅守忠香外一〇名より、奥州伊達郡湯野村と北原村用水水論之事、端裏書「六十」封紙付箋「三十 宝永七・四一紙写一枚
---	---	--	---	---	---	---	--	---	--

232 〔裁許状〕 （大久保大隅守忠香外一〇名より、奥州伊達郡湯野村と北原村用水水論之事、朱書「二十一」） 宝永七・四 一紙写 一通	233 相定申取替證文之夏 （下堰通用水引方之義用水組合上郷下郷村々相談掟相究候、何村名主・組頭・百姓より） 享保一二・九 一紙下書 一通	234 乍恐以書付御普請人足奉願上候御事 （北原村名主善兵衛外六名より岡御役所宛、米沢川石砂埋り洩水迷惑ニ付掘割御普請願、朱書「四十五」） 享保一五・一一・二 一紙控 一通	235 差出申證文之事 （湯ノ村太二兵衛外一名より北原村名主佐四郎外二名宛、姥ヶ澤溜井水下越石被下候ニ付、封紙表題「明和年中溜井代引受候證文之写沓通」） 安永七・二 一紙紙写 一通	236 差出申引違書付之事 （岡村名主平左衛門外二名より四ヶ村御名主甚四郎外一名宛、用水堰口新規御普請ニ付御上納之場引違、付箋「訴訟方」） 安永一〇・五・一三 一紙原本 一通	237 相渡申一札之事 （湯野村溜井世話人利吉外八名より北原村御名主・与頭中宛、用水不足ニ而溜井地買請溜井築立ニ付） 享和三・五一 一紙原本 一通	238 差上申済口證文之事 （奥州信夫郡中野村井野目村役人物代中野村名主七郎右衛門忝訴訟人源兵衛外八名より御奉行所宛、中野井野目両村用水路普請之節郡中割合人足差出之義熟談内済、朱書「四十八」） 文化一三・六 一紙写 一通	239 溜井水組相定之事 （水組合一同より両溜井守中宛、年番溜井守并自普請人足之儀取極、付箋「六十三番」） 文化一四・六 一紙原本 一通	240 差出申一札之事 （湯野村訴訟人栄蔵外一二名より北御役元宛、引水之儀御訴訟一件分水割合相定を以内済） 天保一三・六 一紙原本 一通	241 乍恐以書付奉願上候事 （上飯坂村検断太兵衛外九名より桑折御役所宛、湯野村下堰大破之普請差障ニ付仕様替願、付箋「四」） 文政七・閏八 一紙写 一通	242 〔乍恐以返答書奉願上候〕 （湯野村名主平次郎外一五名） 文政七・九 一紙控 一通
---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	---

より桑折御役所宛、堰組村
普請之儀差障り不申様御利
解被仰含被下度、前欠)

243 乍恐以書付奉願上候
〔北原村百姓代庄左衛門外一
四名より桑折御役所宛、
上堰上口磐根御見分被成下
普請被仰付度、文久二年六
月堰見廻役桑折村名主新右
衛門奥書・戌六月桑折御役
所奥書、朱書「三十八番」〕
弘化三・九 一 紙 写 一通

〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕

244 差上申済口證文之事
〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕
嘉永七・八 一 紙 原本 一通
封 紙 一枚

〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕

245 差上申済口證文之事
〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕
嘉永七・八 一 紙 原本 一通

〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕

246 差上申済口證文之事
〔奥州伊達郡北原村役人惣代
名主訴訟方平兵衛外二〇名
より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村預分、封紙表書「姥
ヶ澤溜井一件済口證文」、
端裏書・付箋「六十六」〕
嘉永七・八 一 紙 写 一通

より御奉行所・御評定所外
二名宛、湯野村名主等江相
懸用悪水路出入熟談内済、
湯野村北役元預分)

247 乍恐以書付奉願上候事
〔以御上納金上堰ノ切場御普
所二請被仰付度熊坂八百枝
願書、後欠、端裏書「五十
六」〕
〔近世期〕 一 紙 写 一通

248 〔紙片〕
〔姥ヶ沢用水溜井築立候場所
書上〕
〔近世後期〕 一 紙 原本 一枚

249 〔断簡〕
〔堰守耆人差配之儀〕
〔近世期〕 一 紙 原本 一枚

250 〔川除〕
奥州伊達郡摺上川通御料私領立
會川除御普請目論見帳
〔渡辺五兵衛外三名より、北
原四箇湯野三ヶ村立會川除
箇所并入用資材人足目論見
窺相済〕
享保一二・ 大判型 写本 一冊
六 豎 帳

251 取替置申定法證文之支
〔湯野村名主利左衛門外二四
名より、摺上川筋三ヶ村入
會川原之水除林相拂方并跡
林取立方、付箋「△二」〕
寛保三・ 一 紙 原本 一通
一一・一七

252 為取替申定法證文之事
〔湯野村名主利左衛門外二四
名より、摺上川筋三ヶ村入
會川原之水除林相拂方并跡
林取立方、付箋「△二」〕
寛保三・ 一 紙 控 一通
一一・一七

名より、摺上川筋三ヶ村入 會川原之水除林相拂方并跡 林取立方)	取替申定法證文之事	(四ヶ村百姓代喜平次外二三 名より、摺上川筋三ヶ村入 會川原之水除林相拂方并跡 林取立方)	寛保三・ 一一・一七	一紙 写 一通	寛保三・ 一一・一七	一紙 原本 一通	相出申證文之事 (四箇村林守甚五郎外一名よ り四ヶ村名主甚左衛門外三 名宛、三ヶ村入會之河原林 拂二相成跡林取立之儀料錢 を以相守候旨、付箋「六十 一」)	川除場所借地證文之事 (板谷内村借地人惣百姓代吉 次郎外七名より四ヶ村地主 衆与兵衛外九名宛、四箇村 畑川除跡川欠水押二罷成川 除御普請之為借地、付箋「訴 訟方」)	安永九・二 一紙 原本 一通	陸奥国伊達郡四箇村北原村立會 川除御普請出来形帳 (北原村名主佐四郎外九名よ り仙臺御領桑折御役所宛、 為御手当米御林木等被下御 普請皆出来、朱書「四十番」 上)	天明四・八 大判型 原本 一冊	陸奥国伊達郡四ヶ村北原村来辰 春川除御普請目論見帳 (岸本弥三郎より御勘定所宛、 摺上川出水二付川除御普請 被仰付候様仕度)	寛政七・ 一〇	中判型 写本 一冊	奥州伊達郡四ヶ村北原村立會来 未春川除御普請目論見帳 (岸本弥三郎より御勘定所宛、 川除箇所并入用資材人足書 上、朱書「式十三番」)	寛政一〇・ 一〇	中判型 写本 一冊	陸奥国伊達郡四ヶ村北原村来戊 春川除御普請目論見帳 (竹内平右衛門より御勘定所 宛、摺上川出水二付御普請 被仰付候様仕度)	享和元・ 一〇	大判型 写本 一冊	奥州伊達郡四ヶ村北原村立會御 普請所目論見帳 (伊達郡北原村名主安兵衛外 五名より桑折御役所宛、摺 上川出水二而御普請願上候 川除箇所并入用資材人足書 上)	文政一二・ 九	大判型 控 一冊	陸奥国伊達郡四箇村北原村立合 川除御普請出来形帳 (北原村名主和吉外七名より 桑折御役所宛、摺上川洪水 二而御手当御普請出来之儀 川除箇所并入用資材人足書 上)	文政一三・ 五	中判型 原本 一冊
--	------------------	--	-----------------------	----------------	-----------------------	-----------------	--	---	-----------------------	--	------------------------	---	--------------------	------------------	---	---------------------	------------------	--	--------------------	------------------	---	--------------------	-----------------	---	--------------------	------------------

266 為取替一札之事 （桑折村扱人久保条次郎外二 九名より、摺上川筋川除上 飯坂村江差障御吟味之儀熟 文政二・一一 一紙控一通	265 為取替申一札之事 （桑折町年寄久保条次郎外二 九名より、摺上川筋川除上 飯坂村江差障御吟味之儀熟 談和融内済、名主平次郎より 湯ノ御役所宛奥書、文政 三年五月「継添證書之事」 貼継ぎ、天保一五年七月村 井宅右衛門より湯野村名主 ・組頭宛奥書） 文政二・一一 一紙原本一通	264 乍恐以返答書奉願上候 （湯野村百姓代願人彦四郎外 九名より當御役所宛、摺上 川筋川除普請上飯坂村訴有 之二付） 文政二・八一 一紙原本一通	263 差上申川除御普請人足仕揚目録 之事 （湯野北原四箇三ヶ村分担川 除箇所并入用人足書上、付 箋「五十九番」） 〔近世期〕 一紙控一通	262 奥羽伊達郡四ヶ村北原村立會御 普請所目論見帳 （北原村名主喜作外七名より 桑折御役所宛、摺上川洪水 二付御手当御普請被仰付度） 天保一〇・九 大判型 控 一冊 豎帳
271 乍恐以書付御訴訟奉申上候 （湯野村名主平次郎外一名 文政六・四一 一紙控一通	270 乍恐以書付奉願上候御事 （湯野村百姓代願人清右衛門 外五名より湯野村御役所宛、 下飯坂村江相掛摺上川筋三 ヶ村川除手入之儀御吟味御 添翰願） 文政六・四一 一紙控一通	269 乍恐以書付奉願上 （湯野村名主菱沼平次郎外五 名より當御役所宛、下飯坂 村江相掛摺上川筋川除一件 御訴訟三ヶ村一列仕度、朱 書「六十八」、付箋「六十九 番」） 文政六・四一 一紙控一通	268 三ヶ村儀定證文之事 （四箇北原湯野三ヶ村小前惣 代・村役人より、下飯坂村 方江相掛摺上川筋川除出入 諸入用割出方等） 文政六・三一 一紙原本一通	267 為取替證書之事 （桑折村取扱人久保条次郎外 二三名より、摺上川筋川除 普請湯野村江無沙汰取掛候 儀和融内熟、湯野村名主村 上平左衛門外七名より當御 役所宛奥書、付箋「六十」） 文政四・一〇 一紙原本一通

より湯野村御役所宛、下飯坂村江相掛摺上川筋川除出入御吟味御添翰願）

272 内済為取替證文之事
（奥州信夫郡鎌田村扱人名主
嘉兵衛外一八名より伊達郡湯野村宛、下飯坂村相手取摺上川筋境論地御訴訟取扱立入内済、付箋「廿三号」「七十番」）
文政九・五一 紙 原本 一通

内済為取替證文之事
（奥州信夫郡鎌田村扱人名主
嘉兵衛外一八名より伊達郡四箇村・北原村・湯野村宛、下飯坂村相手取摺上川筋境論地御訴訟取扱立入内済、付箋「三十号」「七十番」）

273 内済為取替證文之事
（奥州信夫郡鎌田村扱人名主
嘉兵衛外一八名より伊達郡四箇村・北原村・湯野村宛、下飯坂村相手取摺上川筋境論地御訴訟取扱立入内済、付箋「三十号」）
文政九・五一 紙 原本 一通

〔摺上川筋境論地内済絵図〕
（奥州伊達郡四箇村名主勘助外一八名より、境塚等朱書、朱書「四十番」、四四×九八cm）

274 〔摺上川筋境論地内済絵図〕
（奥州伊達郡四箇村名主勘助外一八名より、境塚等朱書、朱書「四十番」、四四×九八cm）
文政九・五 絵 図 原本 一枚

〔摺上川筋境論地内済絵図〕
（奥州伊達郡四箇村名主勘助外一八名より、境塚等記載、三七・五×八二cm）

275 〔摺上川筋境論地内済絵図〕
（奥州伊達郡四箇村名主勘助外一八名より、境塚等記載、三七・五×八二cm）
文政九・五 絵 図 原本 一枚

〔差上申済口證文之事〕
（奥州伊達郡四箇北原湯野三ヶ村惣代北原村組頭代訴訟人九兵衛外二名より御評定

276 〔差上申済口證文之事〕
（奥州伊達郡四箇北原湯野三ヶ村惣代北原村組頭代訴訟人九兵衛外二名より御評定
文政九・六一 紙 写 一通

所宛、下飯坂村名主等江相掛摺上川筋境地所出入扱人立入熟談内済、前欠）

277 差上申済口證文之事
（奥州伊達郡四箇北原湯野三ヶ村惣代北原村組頭代訴訟人九兵衛外二名より御評定所宛、下飯坂村名主等江相掛摺上川筋境地所出入扱人立入熟談内済、付箋「七十一番」）
文政九・六一 紙 控 一通

乍恐以返答書奉申上候事
（上飯坂村百姓代儀作外一名より保原御役所宛、摺上川筋御普請所川除之儀下堰組拾六ヶ村御訴訟之儀、天保一五年九月七日右拾六ヶ村惣代長倉村名主武左衛門外一名写、朱書「四十六」）

278 乍恐以返答書奉申上候事
（上飯坂村百姓代儀作外一名より保原御役所宛、摺上川筋御普請所川除之儀下堰組拾六ヶ村御訴訟之儀、天保一五年九月七日右拾六ヶ村惣代長倉村名主武左衛門外一名写、朱書「四十六」）
天保一五・一 紙 写 一通

乍恐以書付御訴訟奉申上候
（奥州伊達郡北原村等拾五ヶ村役人惣代長倉村名主訴訟人武左衛門より御奉行所宛、上飯坂村相手取摺上川通川除出入之義、已五月一三日御勘定御奉行牧野大和守成綱外九名目安裏書、弘化二年五月二七下堰組惣代宇三郎覚書加筆、付箋・朱書「五十六番」）

279 乍恐以書付御訴訟奉申上候
（奥州伊達郡北原村等拾五ヶ村役人惣代長倉村名主訴訟人武左衛門より御奉行所宛、上飯坂村相手取摺上川通川除出入之義、已五月一三日御勘定御奉行牧野大和守成綱外九名目安裏書、弘化二年五月二七下堰組惣代宇三郎覚書加筆、付箋・朱書「五十六番」）
天保一五・一 紙 写 一通

284 為取替申一札之事 （用水堰組訴訟方奥州伊達郡 北原村外拾五ヶ村役人惣代 弘化三・八一紙 原本一通	283 差出し申一札之事 （奥州信夫郡上飯坂村名主当 人友右衛門外一四名より北 原村外拾四ヶ村惣代長倉村 名主武左衛門宛、上飯坂村 川除一件御尊判頂戴被相附 候二付拝見一札） 弘化二・五一紙 写一通 ・二四 封紙 一枚	282 差出し申一札之事 （奥州信夫郡上飯坂村名主当 人友右衛門外一四名より北 原村外拾四ヶ村惣代長倉村 名主武左衛門宛、上飯坂村 川除一件御尊判頂戴被相附 候二付拝見一札） 弘化二・五一紙 原本一通 ・二四	281 〔摺上川通川除絵図〕 （北原村外拾四ヶ村役人惣代 長倉村名主武左衛門外二名 より、古川・川跡・湯坪等 記載、四〇・五×八一cm） 弘化二・四 絵図 原本一枚	280 乍恐以書付御訴訟奉申上候 （奥州伊達郡北原村等拾五ヶ 村役人惣代長倉村名主訴訟 人武左衛門より御奉行所宛、 上飯坂村相手取摺上川通川 除出入之義、已五月一三日 御勘定御奉行牧野大和守成 綱外九名目安裏書） 天保一五・一紙 写一通 九
288 差上申済口證文之事 （奥州伊達郡下保原村外武拾 七ヶ村惣代下保原村組頭訴 訟人金作外九名、江戸駿河 天保六・九一紙 写一通 ・五	287 緋糸一件願書写 （奥州信夫伊達郡御料私領 村々惣代願人より御奉行所 宛、江戸駿河町五兵衛店宮 下五郎兵衛信達両郡之糸一 手ニメ買取難渋一件御札被 成下度） 天保六・五 小判型 写本一冊 ・六 豎帳	286 乍恐以返答書申上候事 （摺上川原川除場出入二付、 後欠） 〔商品作物〕 〔養蚕〕 〔近世中期〕 一紙 原本一通	285 差上申済口證文之事 （奥州伊達郡北原村等拾六ヶ 村役人惣代長倉村名主訴訟 方武左衛門外一名より御評 定所宛、上飯坂村相手取川 除出入熟談内済、武左衛門 外三名為取替旨奥書、武左 衛門外三名より湯野村御名 主喜八郎外一名并役人中宛 奥書） 弘化三・九一紙 写一通 ・四	長倉村名主武左衛門外一九 名より、上飯坂村江掛候川 除出入和融内済）

町五兵衛店五郎兵衛信達兩 郡之糸ノ買致難洪一件、曾 根田村兼常名主福嶋町萱間 三郎兵衛外四名奥印）	289 差上申済口證文之事 （奥州伊達郡下保原村外貳拾 七ヶ村惣代下保原村組頭訴 訟人金作外九名、江戸駿河 町五兵衛店五郎兵衛信達兩 郡之糸ノ買致難洪一件、福 嶋町萱間三郎兵衛外四名奥 書）	天保六・九 一 紙 写 一通 ・五
議定書を以差入申頼一札之事 （湯野村小前一同より、紺糸 御改之儀御請難成御領主様 を通口糸御上納致度旨御筋 江出願二付）	290 議定書を以差入申頼一札之事 （湯野村小前一同より、紺糸 御改之儀御請難成御領主様 を通口糸御上納致度旨御筋 江出願二付）	慶応三・二 一 紙 原本 一通
乍恐以書付奉願上候 （湯野御領分惣代成田村名主 宍戸忠兵衛外六名より四ヶ 御分御出役宛、生糸御改方 之儀）	291 乍恐以書付奉願上候 （湯野御領分惣代成田村名主 宍戸忠兵衛外六名より四ヶ 御分御出役宛、生糸御改方 之儀）	慶応三・六 一 紙 控 一通
紺糸一件済口證文 （湯野村名主村上平右衛門宛、 江戸駿河町五兵衛店五郎兵 衛信達兩郡紺糸買ノ候而御 訴訟二付、包紙朱書「天保 六年七十六」）	292 紺糸一件済口證文 （湯野村名主村上平右衛門宛、 江戸駿河町五兵衛店五郎兵 衛信達兩郡紺糸買ノ候而御 訴訟二付、包紙朱書「天保 六年七十六」）	〔天保六〕 包 一 紙 紙 写 一通 紙 一 紙 写 一枚
相渡申請狀之事 （長倉村名主勘左右衛門外八 名より湯野村山漆役人伊兵 衛宛、山漆実指上之儀当年 旱損故少分ニ取指上候二付）	293 相渡申請狀之事 （長倉村名主勘左右衛門外八 名より湯野村山漆役人伊兵 衛宛、山漆実指上之儀当年 旱損故少分ニ取指上候二付）	貞享二・九 一 紙 原本 一通 ・二二
相渡シ申請狀之事 （湯ノ村名主安左衛門外九 名より湯ノ村山漆役人伊兵 衛宛、山漆柴木等苗木成共 一切苅取申間鋪旨、付箋「 三」）	294 相渡シ申請狀之事 （湯ノ村名主安左衛門外九 名より湯ノ村山漆役人伊兵 衛宛、山漆柴木等苗木成共 一切苅取申間鋪旨、付箋「 三」）	貞享五・二 一 紙 原本 一通 ・三
相渡申請狀之事 （湯ノ村名主安左衛門外九 名より湯野村山漆役人伊兵衛 宛、薪木山入候節山漆木苅 取申間敷事等村中ニ可申付 旨）	295 相渡申請狀之事 （湯ノ村名主安左衛門外九 名より湯野村山漆役人伊兵衛 宛、薪木山入候節山漆木苅 取申間敷事等村中ニ可申付 旨）	元禄二・二 一 紙 原本 一通 ・一二
〔再三取嘆三ヶ村文言之写〕 （名主喜八郎、野中山御役木 野漆北原村伐取一件和談内 済取替證文三通、付箋「三 十七」）	296 〔再三取嘆三ヶ村文言之写〕 （名主喜八郎、野中山御役木 野漆北原村伐取一件和談内 済取替證文三通、付箋「三 十七」）	宝曆一三・ 一 紙 写 一通 八
乍恐以書付御訴訟申上候御事 （ゆの村名主平次郎外一〇名 より桑折御役所宛、野中山 御役木野漆北原村猥りニ伐 用候二付）	297 乍恐以書付御訴訟申上候御事 （ゆの村名主平次郎外一〇名 より桑折御役所宛、野中山 御役木野漆北原村猥りニ伐 用候二付）	宝曆一三・ 一 紙 原本 一通 九

〈山林〉

298 覚 寛政六・一 紙 原本 一通

〔桑折御役所より奥州伊達郡北原村名主・組頭・御林守宛、半田銀山定式矢木留木買替等為御林木伐渡本数、朱書「十五番」〕

299 覚 寛政九・二 一 紙 原本 一通

〔桑折御役所より右村名主・組頭・御林守宛、奥州伊達郡北原村御林風折御拂木伐渡本数〕

300 覚 天保一四・一 紙 原本 一通

〔嶋田帯刀桑折御役所より北原村名主・組頭・百姓代宛御林風折根返御拂木伐渡本数〕

301 覚 天保一四・一 紙 原本 一通

〔嶋田帯刀桑折御役所より北原村名主・組頭・百姓代宛半田銀山矢木留木御替方為御林木根伐證文〕

302 覚 安政六・正 一 紙 原本 一通

〔中茂庭村名主佐七外六名より、茂庭村口難所再切開普請諸入用并人足山入村々等分割引請、付箋「三十九」、朱書「第四号」〕

〈山論〉

303 〔乍恐以返答書奉申上候御事〕 元禄二・四 一 紙 控 一通

〔北原村名主六左衛門外七名より御奉行宛、松原成田牛沢村之者茂庭山入致偽申掛候山論御詮議願〕

304 乍恐以返答書奉申上候御事 元禄二・四 一 紙 写 一通

〔北原村名主六左衛門外七名より、松原成田牛沢村之者茂庭山入致偽申掛候山論御詮議願、朱書「第三号」〕

305 〔奥州伊達郡松原村牛澤村成田村と同郡湯野村北原村四箇村新田茂庭村山論裁許絵図〕 元禄二・六 絵 図 原本 一枚

〔稻生五郎左衛門正照他六名より、明治一五年論地勸解ニ付福島治安裁判所閲覧、八八×一〇三・五cm〕

306 〔奥州伊達郡松原村牛澤村成田村と同郡湯野村北原村四箇村新田茂庭村山論裁許絵図〕 元禄二・六 絵 図 写 一枚

〔稻生五郎左衛門正照他六名より、朱書「拾五号」、八七×一〇五cm〕

307 乍恐以書付奉願上候事 寛政七・三 一 紙 写 一通

〔長倉村百姓惣代願人嘉十郎外一名より桑折御役所宛、入會山山札改之儀差障候ニ付御吟味願、名主六左衛門〕

308 外一名奥印） 乍恐以返答書奉申上候事 （湯野村山守定七外一名より 當御役所宛、長倉村〆山札 御判札改出入之儀二付、名 主助四郎外二名奥印、付箋 「十一番」） 寛政七・三一 紙 控 一通	309 乍恐以返答書奉申上候事 （湯野村山守定七外一名より 當御役所宛、長倉村〆山札 御判札改出入之儀二付、名 主助四郎外二名奥印） 寛政七・三一 紙 写 一通	310 乍恐以書付奉再願候事 （岡村百姓惣代願人佐次兵衛 外二名より桑折御役所宛、 岡村長倉村百姓迷惑二付湯 野村山守江相懸候山論、岡 村長倉村名主・組頭奥印、 端裏書「十四番」） 寛政七・三一 紙 写 一通	311 乍恐以書付奉再願候事 （岡村百姓惣代願人佐次兵衛 外二名より桑折御役所宛、 岡長倉岡村百姓迷惑二付湯 野村山守江相懸候山論、岡 村長倉岡村名主・組頭奥印、 付箋「十四番」） 寛政七・三一 紙 写 一通	312 桑折御役所〆御添翰写 （前野満七郎外一名より濱田 弥次右衛門宛、湯野村山守 へ長倉村より相懸候入会山 〔寛政七〕 卯・三・晦 一 紙 写 一通	313 芝刈山札改等出入二付、端 裏書「廿七」） 乍恐以再返答書奉願上候事 （湯野村山守願人定七外五名 より當村御役所宛、岡長倉 岡村之者山法相破候二付御 吟味御添状願、端裏書「十 六はん」） 寛政七・四一 紙 控 一通	314 乍恐以再返答書奉願上候事 （湯野村山守願人定七外五名 より當村御役所宛、岡長倉 岡村之者山法相破候二付御 吟味御添状願） 寛政七・四一 紙 控 一通	315 乍恐以書付御答奉願上候事 （湯野村御答願人吉右衛門外 五名より當御役所宛、岡長 倉岡村〆新法を企自由山入 願差上申懸候一件、端裏書 「三」、付箋「十二」） 寛政七・五一 紙 控 一通	316 乍恐以書付奉願上候 （長倉村惣百姓代願人鉄平外 八名より桑折御役所宛、草 葉柴刈干等山論内済不相成 江戸出府御訴訟願、付箋「第 九番」） 寛政七・八一 紙 写 一通	317 乍恐以書付奉願上候 （長倉村惣百姓代願人鉄平外 八名より桑折御役所宛、草 葉柴刈干等山論内済不相成 江戸出府御訴訟願、端裏書 寛政七・八一 紙 写 一通
--	--	--	--	---	---	--	---	--	--

「四、付箋「十三はん」

318 乍恐以再返答書奉願上候事
〔湯野村山守願人定七外五名
より當村御役所宛、山札御
書替山御役永上納并草葉柴
刈干之儀二付〕
寛政七・八一 紙 原本 一通

319 乍恐以再返答書奉願上候事
〔湯野村山守願人定七外五名
より當村御役所宛、山札御
書替山御役永上納并草葉柴
刈干之儀二付〕
寛政七・八一 紙 控 一通

320 乍恐以御請書奉申上候
〔茂庭村役人より桑折御役所
宛、岡村長倉村湯野村山論
之懸り合筋無御座旨、封紙
付箋「廿五」〕
寛政七・一〇 紙 下書 一通

321 乍恐以返答書奉申上候
〔銘々より御奉行所宛、草葉
柴刈干被差障候出入御尊判
奉頂戴候二付〕
寛政七・一一・二三 紙 下書 一通

322 乍恐以返答書奉申上候
〔奥伊達郡塩野目村組頭返
答人七郎兵衛外二名より御
評定所宛、草葉柴刈干被差
障出入御尊判頂戴相附候儀
當村相手取無之筋、端裏書
「十番」〔△〕〕
寛政七・一一 紙 写 一通

323 草葉柴刈干出入二付返答書手控
〔庄屋長谷部喜八郎より、出
寛政七・一二・二 中判型 控 一冊
豎帳〕

入一件之返答書并済口儀定
寛政八・二・一四

324 乍恐以書付御訴訟奉申上候
〔奥州伊達郡長倉村岡両村よ
り、草葉柴刈干被差障候出
入、後欠〕
〔寛政七〕 紙 写 一通

325 乍恐以書付奉願上候
〔奥州伊達郡湯野村名主喜八
郎外四名より、山論二付代
兼出府御届、付箋「二十一
番」〕
寛政八・二・一 紙 控 一通

326 乍恐以追訴奉申上候
〔奥州伊達郡湯野村名主喜八
郎外四名より御奉行所宛、
長倉岡両村より申懸草葉柴刈
干出入御吟味二付〕
寛政八・二・一 紙 原本 一通

327 差入申一札之事
〔岡長倉両村百姓惣代長倉村
鉄平外一名より湯野北原四
ヶ村御役人中宛、草葉柴刈
干等山論内済仕候二付、付
箋「廿番」〔十六号〕〕
寛政八・二・一 紙 原本 一通

328 差上申済口證文之事
〔奥州伊達郡岡村長倉村百姓
惣代長倉村訴訟人鉄平外九
名より御評定所宛、湯野北
原四ヶ塩野目板谷内増田村
相手取草葉柴刈干等山論熟
談内済、付箋朱書「二十二
番」、付箋「三十二号」〕
寛政八・二・一 紙 原本 一通

329	差上申済口證文之事 （奥州伊達郡岡村長倉村百姓惣代長倉村訴訟人鉄平外九名より御評定所宛、湯野北原四ヶ塩野目板谷内増田村相手取草葉柴刈干等山論熟談内済、朱書「二十二番」）	寛政八・二 一 紙 原本 一通
330	〔差上申済口證文之事〕 （奥州伊達郡岡村長倉村百姓惣代長倉村訴訟人鉄平外九名より御評定所宛、湯野北原四ヶ塩野目板谷内増田村相手取草葉柴刈干等山論熟談内済、付箋朱書「三十八」、前欠）	寛政八・二 一 紙 原本 一通
331	乍恐以書付奉願上候御事 （湯野村願人藤左右衛門外五名より湯野村御役所宛、於入會山松原村之者刈干草盜取候儀御吟味願出候間御添翰被成下度、付箋「二十二番」）	文化五・七 一 紙 原本 一通
332	乍恐以書付奉願上候 （松原村願人名主善兵衛外一名より湯野村御役所宛、草山養育刈敷野江湯野村之者入込刈荒人馬捕候二付、付箋「二十六番」）	文化五・七 一 紙 写 一通
333	内済證文之事 （湯野村名主平左衛門外一七名より、山中干草取之儀湯	文化五・八 一 紙 原本 一通

334	野村松原村出入之儀和談内済、付箋「十五号」 差上申議定一札之事 （伊達郡茂庭村惣代組頭重五郎外一名より湯野四ヶ北原三ヶ村御役人中宛、論所之義御見分御案内相頼候二付、付箋「一二」）	文政三・三 一 紙 原本 一通
335	差上申一札之事 （奥州伊達郡長倉村役人惣代訴訟人官治郎外五名より御評定所宛、長倉松原村申争入會山通行山札出入御紀明二付御請證文、右宿小日向水道町大黒屋孫左衛門奥印付箋「十四号」）	文政三・一二 一 紙 控 一通
336	奥山掛り儀定書之事 （上飯坂村長百姓其外家守軒頭メ百姓代共五拾五軒外七名より村御役人中宛、薪木伐取場奥山江長倉村之者共猥二入込候儀御公儀様江御出訴二付）	文久三・九 一 紙 写 一通
337	〔陸奥國信夫郡上飯坂村鑑分薪木取場之事〕 （山論二付寛保三年六月白川御役所江書上控之内二有之ヲ写）	〔文久三・一〇〕 一 紙 抄本 一通

338 〔地方御取箇付旧例〆山札役之事〕 （信達舊例并御代替附集之内 二有之ヲ写、山論懸り証拠 等・伊達舊例写、付箋「三十番」） 〔近世末期〕 一紙抄本一通	339 内済取扱之趣意 （桑折久保利右衛門より、湯 野北原四箇三ヶ村野中山入 会草刈場等之儀和談、付箋 「廿六」） 〔近世期〕 一紙下書一通	340 取替せ申證文之事 （四ヶ村惣百姓善五郎外四三 名より湯野村名主利左衛門 外三名并南北惣百姓衆中宛 摺上川筋入會場所新開出入 和談、付箋「五十四番」「式 十号」） （入会） 享保元・ 一一・一八 一紙原本一通	341 取替申證文之事 （四ヶ村惣百姓善五郎外四三 名より湯野村名主利左衛門 外三名并南北惣百姓衆中宛 摺上川筋入會場所新開出入 和談） 享保元・ 一一・一八 一紙写一通	342 取替せ申證文之事 （四ヶ村惣百姓善五郎外四三 名より湯野村名主利左衛門 外三名并南北惣百姓衆中宛 摺上川筋入會場所新開出入 享保元・ 一一・一八 一紙写一通	343 取替申證文之事 （湯野村名主村上平左衛門外 一九名より、洪水田畑欠損 摺上川筋三ヶ村入會場替地 為開替二付、端裏書「六十 番」、付箋「三十八号」） 和談） 文化一三・ 六 一紙原本一通	344 取替申證文之事 （湯野村名主村上平左衛門外 一八名より、洪水田畑欠損 為摺上川筋三ヶ村入會場替 地開替二付） 文化一三・ 六 一紙写一通	345 乍恐以書付御訴訟奉申上候 （奥州伊達郡湯野村小前村役 人惣代組頭訴訟人弥四郎よ り寺社御奉行所宛、摺上川 筋三ヶ村入會秣場出入之義、 西二月二七日寺社御奉行松 平伊豆守信古外一〇名目安 裏書） 万延元・ 一二 一紙写一通	346 〔摺上川筋論所箇所絵図〕 （四箇村名主与平外式人代兼 組頭伝左衛門外一名、起返 地・秣場・開発場・湯坪等 記載、馬喰町式丁目伊勢屋 嘉兵衛留書、七七×一五一 cm） 文久元・八 絵図写一枚	347 為取替議定證文之事 （伊達郡湯野村名主吉右衛門 外四〇名より、摺上川筋三 文久二・六 一紙原本一通
---	---	---	--	---	--	---	---	---	--

ケ村入會秣場起返方御訴訟
熟談内済、湯野村持、包紙
表書「二十六」

348 為取替議定證文之事
文久二・六一 紙 原本 一通

（伊達郡湯野村名主吉右衛門
外四一名より、摺上川筋三
ヶ村入會秣場起返方御訴訟
熟談内済）

349 奉差上済口證文之事
文久二・六一 紙 原本 一通

（奥州伊達郡湯野村小前惣代
組頭訴訟方弥四郎外三六名
より御評定所宛、摺上川筋
三ヶ村入會秣場出入熟談行
届）

350 奉差上済口證文之事
文久二・六一 紙 原本 一通

（奥州伊達郡湯野村小前惣代
組頭訴訟方弥四郎外三六名
より御評定所宛、摺上川筋
三ヶ村入會秣場出入熟談行
届、朱書「二十六番」）

351 奉差上済口證文之事
文久二・六一 紙 原本 一通

（奥州伊達郡湯野村小前惣代
組頭訴訟方弥四郎外三六名
より御評定所宛、摺上川筋
三ヶ村入會秣場出入熟談行
届、朱書「四十二番」）

352 奉差上御請書之事
文久二・六一 紙 写 一通

（奥州伊達郡四箇村惣代百姓
宇三郎外四名より桑折御役
所宛、三ヶ村入會秣場二温

泉涌出候様申掛等出入一件
熟済詫書、奥州伊達郡伏黒
村百姓浪右衛門外五名奥印
訴訟方湯野村役人衆中・惣
代衆中宛、封紙表書「△廿
四」

鉱業・温泉

〈銀山〉

353 乍恐再三以返答書奉願上候御事
寛延二・正一 紙 控 一通

（伊達郡北原村願人名主左四
郎外三二名より岡御役所宛、
銀山并入會之山川湯野村手
差仕出入之儀）

354 乍恐再三應以返答書奉願上候御事
寛延二・四一 紙 原本 一通

（湯野村願人百姓代七郎右衛
門外二一名より福嶋御役所
宛、銀山并漆野等江北原村
手差仕出入之儀、付箋「第
壱番」）

〈温泉〉

355 儀定一札
弘化四・七一 紙 写 一通

（北原村百姓代和吉外一七名
より、はね渡堂江涌出致温
泉之湯宿渡世一件、端裏書
「湯ノ北原両村」、付箋「△」）

356 儀定一札
弘化四・七一 紙 原本 一通

（北原村願人平三郎外二九名

より、はね渡堂江涌出致温
泉之湯宿渡世之儀、朱書「四
十巻番」「四ヶ村」)

357 儀定一札 弘化四・七一 紙 原本 一通

(北原村願人平三郎外二九名
より、はね渡堂江涌出致温
泉之湯宿渡世之儀、朱書「四
ヶ村」)

358 儀定一札 弘化四・七一 紙 原本 一通

(北原村願人平三郎外二九
名より、はね渡堂江涌出致
温泉之湯宿渡世之儀、朱書
「二十三番」「北原村」)

359 湯銭請負申證文之事 安政二・二一 紙 原本 一通

(湯野村湯銭請負人源作代取
立人清蔵外一名より両組御
役元宛、切湯普請仕替二付)

360 乍恐以書附奉願上候 慶応三・一 紙 原本 一通

(湯野村小前惣代訴訟人新右
衛門外三名より御役所宛、
切湯湧出之儀北原村名主等
相手取御訴訟御吟味願、付
箋「十二」)

361 乍恐以書附奉願上候 慶応三・一 紙 下書 一通

(湯野村小前惣代訴訟人より、
穴原温泉切湯湧出之儀北原
村名主等相手取御訴訟御吟
味願)

水産業

〈漁業・漁場〉

362 〔乍恐以書付奉申上候〕 元禄一六・一 紙 控 一通

(湯野村名主利左衛門外五名
より寺嶋九郎御役人中宛、
摺上川筋鮎築掛迷惑之由并
上飯坂村川元杯申上候義、
前欠)

363 乍恐以書付ヲ御訴訟申上候御事 宝永元・七一 紙 下書 一通

(湯野村名主利左衛門外三名
より池田所兵衛様御手代衆
中宛、上飯坂村之者摺上川
鮎川築場ニ而徒党狼藉仕候
二付)

364 乍恐以口上書御訴訟申上候御事 宝永元・八一 紙 原本 一通

(奥州伊達郡湯野村名主利左
衛門外四名より御奉行所宛、
上飯坂村之者摺上川鮎川築
場ニ而徒党狼藉仕候二付、
付箋「五十番」)

365 乍恐以書付御訴訟申上候御事 宝永元・八一 紙 写 一通

(上飯坂村名主清兵衛外五名
より御奉行所宛、摺上川鮎
獵出入之義、申八月二〇日
勘定奉行戸川備前守安広外
九名目安裏書)

366 〔裁許状〕 宝永元・一〇・二二 包 紙 原本 一通

(中山出雲守時春外一〇名よ

367 〔裁許状〕 （中山出雲守時春外一〇名より、上飯坂茂庭両村と湯野村摺上川筋入会漁獵場諍論之事、本紙付箋「五十一番」、包紙裏書「五十一」、包紙付箋「廿九号」） 宝永元・一〇・二二 一紙写一通	368 乍恐以書付奉願上候事 （成田村下堰役人佐藤善右衛門外五二名より岡御役所宛、湯野村之者摺上川通ノ切破り鮎簀を掛獵仕水下組合迷惑仕候ニ付、延享三年八月一〇日写之） 延享三・七一 一紙写一通	369 乍恐以書付返答申上候御事 （伊達郡四箇村名主甚左衛門外六名より岡御役所宛、摺上川築場一件湯野村之者私曲謀斗巧新規御訴訟申上ニ付、端裏書「廿三」） 延享三・八一 一紙原本一通	370 御吟味ニ付申上候御事 （四ヶ村名主甚左衛門外四名より岡御役所宛、摺上川鮎簀不法狼藉之儀湯野村ノ訴出候ニ付、朱書「三十番」） 延享三・八一 一紙原本一通	372 取替申證文之事 （湯野村掛候摺上川通下堰築場江四箇村之者相障出入一件取扱済口、湯野村名主弥市兵衛外一〇名より四ヶ村外一四ヶ村名主・与頭・百姓代衆中并泉村扱人長右衛門外五名宛） 延享四・五一 一紙写一通	373 差上申済口證文之事 （四箇村名主甚左衛門外六七名より福嶋御役所宛、摺上川通下堰江湯野村鮎簀掛獵仕四箇村相障出入之儀、福嶋役所より湯野村宛奥書相渡置旨、付箋「廿八号」） 延享四・五一 一紙原本一通	374 往来一札 （奥州信夫郡中野村禪宗慶福寺より諸國御関所御番衆中・諸國村邑御役人中宛、神杜佛閣諸國參詣ニ付） 文政三・八一 一紙原本一通	371 取替申證文之事 （四箇村名主甚左衛門外五六 延享四・五一 一紙原本一通
---	--	--	---	--	---	--	---

旅籠屋・湯宿

375 差出申一札之事
(湯野村理傳治外四名より當村御役元宛、湯宿止宿之儀身元耽と相糺候上止宿可為致旨)
天保二・一 紙 原本 一通

376 乍恐以歎書奉願上候
(當人清吉外三〇名より當村兩役元宛、湯宿并茶屋渡世之者下女奉公人召抱願御門訴御用捨二付)
天保三・一二 紙 原本 一通

助郷

377 軒頭一統差出申一札之事
(軒頭一同より兩御役元宛、助人馬心得違差支福寫問屋場御吟味願出候儀内済二付端裏書「六十八」)
文化一〇・一 紙 原本 一通

378 口上以書奉願上候事
(土井山城守御領分湯野村外一〇ヶ村より福島御割元宛、宿方心得違等二而助郷難渋二付郡中寄馬駄数減少御執成願)
天保一四・四 紙 控 一通

379 助郷村々取極議定一札之事
(福嶋助郷詰大笹生村名主四郎次外一三名より拾壹箇村惣代成田村名主忠兵衛外四名宛、福嶋詰助郷人馬割合
文久三・九 一 紙 原本 一通

不紛明相改二付諸入用割出之儀、付箋「七十」)

380 規定一札之事
(町大笹生村名主四郎次外三名より成田村惣代宍戸忠兵衛外七名宛、福嶋驛江人馬割出之儀問屋方江及掛合二付諸入用割合、付箋「廿二号」)
文久三・九 一 紙 写 一通

381 乍恐以書付奉歎願候
(拾壹ヶ村惣代成田村名主忠兵衛外四名より福嶋御役所宛、問屋検断江相掛駅寄人馬助郷不審之廉御吟味願、付箋「七十一」)
文久三・一〇 紙 原本 一通

382 為取替規定書之事
(助郷惣代湯野村高橋惣七外一三名より、御大名様外御通行継送人馬并駄賃錢諸入用等取究)
文久三・一二 紙 原本 一通

383 為取替規定書之事
(田沢村惣代民吉外一三名より湯野村惣代名主高橋惣七外一名宛、御大名様外御通行継送人馬并駄賃錢諸入用等取究)
文久三・一二 紙 原本 一通

384 乍恐以書付奉申上候
(伊達郡四ヶ村式拾貳人惣代願人定吉外二名より桑折御役所宛、継送り人馬不正之
元治元・一二 大判型 控 一冊

389	差出し申一札之事 （福嶋宿役人惣代宅間七左衛門外一名より湯の村外一〇	慶応四・二 一 紙 原本 一通
388	奉差上済口證文之事 （福嶋宿問屋寺嶋脩太郎外一名より土井淡路守様御領分七ヶ村惣代御役人中宛、福嶋宿江人馬勤方之儀差纏一件熟談内済、端裏書「七十三」）	慶応三・九 一 紙 原本 一通
387	〔乍恐以書付奉願上候〕 （湯野村名主佐藤重兵衛外二七名より、福嶋宿詰郷人馬勤方割当之儀問屋検断中私曲取斗一件御掛合願、前欠・中欠）	慶応三・八 一 紙 控 一通
386	乍恐以書付奉願上候 （湯野村名主佐藤重兵衛外二五名より湯野御役所宛、福嶋宿詰郷人馬勤方割当之儀問屋検断中私曲取斗一件御掛合願、封紙付箋「十五」）	慶応三・八 一 紙 原本 一通
385	指出申念書之事 （扱人湯ノ村新右衛門外五名より四箇村訴訟方式拾式人物代定吉外二名宛、文久三年中人馬一件済口儀定書ニ相振候人馬割合等之儀）	慶応二・一 紙 原本 一通 極月
393	覚 （岡村極楽院知事より湯ノ村両御役元宛、湯野村ヶ御手当金渡候間箱崎村船場通行牛馬船錢等不請旨念書、端裏書「△十五」）	元治元・霜月 一 紙 原本 一通
392	覚 （箱崎村役人惣代又八より湯野村両御役元宛、當村中船場馬船造立入用錢三貫四百八拾文請取）	元治元・一一 一 紙 原本 一通
391	差出し證書之事 （桑折願人栄吉外二名より湯野村御役人中宛、湯野村ヶ桑折宿迄小舟通舟願御聞差上候二付、付箋「四十七」、包紙付箋「五十三」）	文政五・二 一 紙 原本 一通 包 紙
390	為取替約定書之事 （梁川御領分六ヶ村大久保村惣代名主長左衛門外三名より福嶋助郷御惣代腰濱村組頭河野市吉外四名宛、福嶋宿助郷人馬差出方取極） 河川・海上交通 （舟運）	慶応四・閏四 一 紙 写 一通

〈流木〉

394 相渡申請状之事
元禄六・六一 紙 原本 一通

(上飯坂村五右衛門外四名より松原村甚作宛、流木流し無念仕木かけ候を御免被下二付)

395 〔差上申證文之事〕
宝永三・四 一 紙 控 一通

(奥州松原村利兵衛外一三名より御評定所宛、流薪諍論御詮議之上被仰渡分量可相守旨、前欠)

396 指上申證文之事
宝永三・六一 紙 写 一通

(陸奥國伊達郡桑折惣百姓代四郎右衛門外一六名より下嶋甚右衛門様御手代中嶋新介外一名宛、桑折藤田両宿上堰堀流木分量之覚)

397 差上申證文之事
宝永三・六一 紙 写 一通

(陸奥伊達郡桑折惣百姓代四郎右衛門外八名より下嶋甚右衛門様御手代中嶋新助外一名宛、桑折藤田両宿上堰堀流木分量可相守旨、松原村名主利兵衛外七名奥書)

398 差上申済口證文之事
安政六・一 紙 原本 一通

(奥州信夫郡中野村願惣代兼次外一三名より福田前左衛門様桑折御役所宛、北原村江掛摺上川通流木差障候一

件熟談内済、朱書「三十七」

寺社

造営・建立

399 取替申一札之事
明和四・三一 紙 原本 一通

(老内墓地主左兵衛外六名より観音别当宝道院宛、墓場江建立仕候観音御堂之御入佛導師之儀、付箋「廿八」)

修行

400 差出申念書之事
弘化二・八一 紙 原本 一通

(湯野村修行人惣七外五名より両御役元御役人中宛、摺上大権現并古川氏両碑江致家作念佛修行仕度願聞済相成二付)

寺院宗門人別

401 寺社院人別御改帳
元治元・二 大判型 原本 一冊

(湯野村割元永倉幸五郎より土井大隅守様御内御奉行所宛、御領分村々寺院)

402 寺社院人別御改帳
慶応元・二 大判型 原本 一冊

(湯野村割元長谷部喜八郎より土井大隅守様御内御奉行所宛、御領分村々寺院)

封紙・包紙・断簡・付箋

403 〔封紙〕 〔近世期〕 封紙 一枚
（四箇御領分より、願書壹通）

404 〔封紙〕 〔近世期〕 封紙 一枚
（小前ヨリ取置念書）

405 〔包紙断簡〕 〔近世期〕 包紙 一枚
（長谷部源「」宛、免許）

406 〔付箋〕 〔近世期〕 一紙 一括

福島柳町光白屋関係史料

近世文書

村と町

村と町

〔村入用〕

407 借用仕候人足自身番代證文之事 万延元・ 一紙 原本 一通
（借用人伊之吉外一名より渡
邊清重郎宛、壹年分錢壹貫
七百分、裏面は近世期封紙
「子用證文」）

408 人足役自身番證文之事 文久二・ 一紙 原本 一通
（請負人倉吉外一名より渡邊
清次郎宛、壹年季役代金貳
分、裏面は明治一一年「借
用金銭之記」）

409 人足役自身番受取證文之事 文久三・ 正 一紙 原本 一通
（受取人久左衛門より渡邊清
次郎宛、壹軒屋敷人足役代
金壹両三分）

410 人足役自身番請負證文之事 文久三・ 一紙 原本 一通
（請負人勝藏外一名より柳町
渡邊清次郎宛、壹年季役金
貳分貳朱）

411 人足役自身番請負證文之事 文久三・ 極 一紙 原本 一通
（請負人倉吉外一名より渡邊

412 清次郎宛、老年季役代金式分式朱） 人足役自身番請負證文之事 （請負人倉吉外一名より渡邊清次郎宛、老年季役銭金式分式朱） 文久四・極 一 紙 原本 一通	413 人足役自身番請負證文之事 （人足請負人倉吉外一名より渡邊清次郎宛、老年季役代金壹両貳分、裏面は明治期「借用金銭之記」） 元治三・一二 一 紙 原本 一通	414 人足役自身番請負證文之事 （請負人久左衛門より渡邊清次郎宛、老年季役代金三両） 慶応二・一二 一 紙 原本 一通	415 御借用申證文之事 （名倉屋半七より光白屋清次郎宛、商賣仕入金差支金五両借用） 嘉永五・一二 一 紙 原本 一通	416 借用金済崩一札事 （借用人名倉屋半七外一名より渡邊清次郎宛、金拾五両元金済御忍金二被成下） 嘉永七・二 一 紙 原本 一通 417 借用申金子證文之事 （八丁目升屋銀五郎より福嶋光白屋清次郎宛、商賣元手金差支金百両借用） 嘉永七・七 一 紙 原本 一通
418 金子借用申證文之事 （渡り村天神川岸借用人文四郎外二名より柳町光白屋清治郎宛、婚姻度金指支金三両御忍借） 嘉永七・一一 一 紙 原本 一通	419 金子借用申證文之事 （八丁目借用人升屋銀五郎外二名より小倉村斎藤庄右衛門宛、商用二付金貳百両借用） 安政二・七・五 一 紙 原本 一通	420 金子借用證文之事 （上島渡村佐兵衛より光白屋清次郎宛、弟借用御忍金六両疾皆済為御召仕被下候二付、裏面は近世期「金子借用證文」等貼合せ） 安政三・四 一 紙 原本 一通	421 御忍借金年符證文之事 （金子借用人粉屋勝治外三名より渡邊清次郎宛、親病死後難儀二付内金御賞拾ヶ年符御用捨被下、裏面は近代期「地所建家賣渡証書」等貼合せ） 安政四・七 一 紙 原本 一通	422 金子借用申證文之事 （腰濱村借用人岡部屋忠五郎より福嶋柳町渡邊清次郎宛、要用二付田地引宛金貳拾両借用、腰濱村組頭長嶋和七奥印） 文久二・三 一 紙 原本 一通

423	借用申金子之事 （萱間彦作より渡邊清十郎宛、要用二付金五兩借用） （地主と小作）	慶応三・正一 紙 原本 一通
424	賣渡申屋鋪證文之事 （柳町屋鋪賣人長右衛門外一八名より永井川村渡部清右衛門宛、屋鋪土蔵共二式ヶ年季金百式拾兩二而賣渡）	文化五・二一 紙 原本 一通
425	入揚地讓渡し申書付之事 （柳町讓入長左衛門外一名より永井川村渡部清右衛門宛、屋敷代金二詰拝借地内六拾坪讓渡）	文化五・二一 紙 原本 一通
426	賣渡申入揚畑證文之支 （賣人柳町長左衛門外四名より柳町清治郎宛、御年貢共二式ヶ年式穗年季金六兩二而賣渡）	文化六・一二 紙 原本 一通
427	賣渡申屋鋪證文之事 （柳町家屋敷賣人新八外一六名より小倉村庄右衛門外一名宛、家土蔵共二式ヶ年季金五拾兩二而賣渡）	文政四・二一 紙 原本 一通
428	讓渡申屋敷添證文之事 （屋敷讓り渡人小倉村庄右衛門外一名より福島柳町光白屋清次郎宛、金三拾兩二而屋敷永代讓渡、裏面は近代	天保九・八一 紙 原本 一通
429	賣渡申家屋鋪證文之事 （家屋敷賣人茂七外一名より柳町渡辺清次郎宛、柳町居懸家屋敷二ヶ年季金六拾八兩二而賣渡、町年寄金沢弥五兵衛外三名奥印）	嘉永三・五一 紙 原本 一通
430	賣渡申家屋鋪證文之事 （家屋敷賣人武田藤次郎外二名より柳町渡辺清次郎宛、柳町家屋敷二ヶ年季金四拾五兩二而賣渡、町年寄金沢弥五兵衛外三名奥印、裏面は近世期封紙「御指紙沓通の請取書」等貼合せ）	嘉永三・五一 紙 原本 一通
431	賣渡申家屋敷證文之事 （家屋敷賣人清六外一五名より渡部幸助宛、土藏物置共二式ヶ年季金九拾兩二而賣渡、町年寄金澤弥五兵衛外四名奥印、裏面は近世期封紙「田地賣渡證文」等貼合せ）	嘉永五・六一 紙 原本 一通
432	質地相渡申證文之事 （福島本町質地人太治兵衛外二名より柳町光白屋清治郎宛、御上納金其外要用差支田畑三ヶ年季金拾八兩二而相渡、笹木の村組頭半治郎外一名奥印）	安政二・一一 紙 原本 一通

438	賣渡申畑證文之事 (畑賣人鳥谷野村榮吉外八名)	文久二・一	一紙	原本	一通
437	賣渡し申證文之事 (畑賣人上町金沢嘉兵衛外七名より柳町渡邊清次郎宛、指支畑地三ヶ年式穂年季金三拾六兩二而賣渡、裏面は慶応元年「人足役自身番請負證文之事」等貼合せ)	文久元・八	一紙	原本	一通
436	賣渡し申畑證文之事 (上町畑賣人金沢嘉兵衛外七名より柳町渡邊清次郎宛、三ヶ年式穂年季金貳拾六兩二而賣渡、裏面は慶応四年「家屋敷賣し泪金證文之事」)	文久元・八	一紙	原本	一通
435	丸目小作證文之事 (中町丸目小作人長七外一名より渡邊清次郎宛、森合村田地三ヶ年季小作)	万延二・正	一紙	原本	一通
434	散田申證文之事 (小作人郷野目村善十郎外一名より柳町渡邊清治郎宛、十ヶ年季田五人役五俵二而小作)	安政七・正	一紙	原本	一通
433	指出し申添證文之事 (賣渡人惣兵衛外三名より渡辺清次郎宛、畑地御引請本金八両調達被下二付、裏面は近代期「金銭取調切揚」貼合せ)	安政六・五	一紙	原本	一通
443	賣渡申畑證文之事 (渡利村畑賣人鉄蔵外七名より福嶋柳町渡邊清治郎宛、五ヶ年四穂年季金■拾四兩)	文久三・九	一紙	原本	一通
442	賣渡申田地證文之事 (上町賣地人萱間三郎兵衛外三名より柳町清次郎宛、上納金差支田地三ヶ年式作年季金拾四兩二而賣渡、太平寺村名主六戸幸四郎奥印、裏面は近世期「印鑑届」等貼合せ)	文久三・正	一紙	原本	一通
441	涙金証文之亓 (川原町喜傳次外一名より光白屋清次郎宛、田地賣渡年限切二付金拾四兩貳分二而永代讓渡)	文久三・正	一紙	原本	一通
440	差出申一札之事 (太平寺村藤助外一名より柳町渡邊清次郎宛、賣渡田地涙金三兩二而永々賣渡)	文久三・正	一紙	原本	一通
439	田地賣渡申證文之事 (太平寺村賣地人藤助外四名より柳町渡邊清次郎宛、上納金差支三ヶ年式作年季金拾五兩二而賣渡、太平寺村名主六戸幸四郎奥印)	文久三・正	一紙	原本	一通
	より渡邊清次郎宛、渡利村畑金拾六兩二而永代賣渡、裏面は封紙「泪金證文壹通」)				

式分ニ而賣渡、裏面は文久二年「金子預證文之事」等貼合せ）

444 賣渡申畑證文之事
文久三・一 紙 原本 一通
（畑賣人栄吉外八名より渡邊清次郎宛、渡利村畑三ヶ年式穂年季金拾四兩ニ而賣渡、裏面は封紙「借家證文彙通」等貼合せ）

桑畑譲り渡申證文之事
慶応元・一 紙 原本 一通
（柳町栄吉より渡部清次郎宛、賣置申畑地涙金貳兩ニ而譲渡）

涙金證之事
慶応三・四 一 紙 原本 一通
（賣人渡利村糸治外一名より光白屋清治郎宛、上納金差支桑畑永代賣渡涙金四兩請取）

賣渡申畑證文之事
慶応三・四 一 紙 原本 一通
（渡利村畑賣人久米治外七名より渡邊清次郎宛、金貳拾兩ニ而永久賣渡、裏面は江戸期封紙「預り手形一通」）

賣渡し申證文之事
慶応三・七 一 紙 原本 一通
（上町賣渡し人吉次郎外四名より福嶋柳町渡部清次郎宛、御上納金差支森合村田畑三ヶ年式作年季金百兩ニ而賣渡、森合村名主大内六右衛門奥印）

449 借家證文之事
慶応三・九 一 紙 原本 一通
（借家人保原屋兵三郎外二名より渡邊清次郎宛、三ヶ年季賣渡候居掛家屋敷其俣居住二付）

製造業
（酒造業）

450 酒造株讓渡證文之事
嘉永五・九 一 紙 原本 一通
（黒岩村讓入森谷九右衛門外一名より柳町渡邊清治郎宛、酒造御鑑札壹枚金三拾五兩ニ而永々讓渡、裏面は近代期「土地家屋物件表示」貼合せ）

商業・金融
（商業・市場）

451 預申金子證文之事
万延二・二 一 紙 原本 一通
（米沢二井宿油屋才吉より福しま光白屋清次郎外一名宛、信達一手賣渡砥石式金五拾兩預り、裏面は近世期封紙「年賦證文彙通」等貼合せ）

452 覚
（文久二・戌 一 紙 原本 一通
・閏八・九）
（海屋元太郎より光白屋清次郎宛、御預金高之内金十兩受取）

（金融）

請取申為替手形之事

(江戸仲屋源七より奥州福島
光白屋清次郎宛、梁川越後
屋惣兵衛下之金百三拾四兩
余請取)

慶応三・
八・九

一紙 原本 一通

二 大槻豈氏寄贈文書

所在
所有者
内容

福島市春日町五―五四
公益財団法人福島県文化振興財団
二本松市在住の大槻豈氏から寄贈された明治初期の教育関係文書一
点。『小學教授本』は小学校教員向けの手引き書である。

近代文書

文化

学術芸能

〈教科書〉

1 小學教授本 全

(安藝藤井惟勉編輯、藤井氏
蔵版、明治乙亥〔八〕秋九
月、岡濯撰、鈴木穎書、第
八級、復讀・讀物・算術・
習字・書取・問答、東京書
林須原屋茂兵衛・山城屋佐
兵衛・椀屋喜兵衛・和泉屋
吉兵衛・和泉屋市兵衛・和
泉屋孝之助、表紙下部傷み)

明治八・六
一七

中判型
縦 帳

板本

一冊

三 菅野宏家寄贈文書（その二）

所在
所有者

福島市春日町五―五四
公益財団法人福島県文化振興財団
福島大学名誉教授であった菅野宏氏より寄贈された『保元物語』一冊で、南山御蔵入領田島組郷頭星家文書の一部とみられる。菅野宏家寄贈文書は『歴史資料館収蔵資料目録』第二三集に一七点収録されているが、ここでは第二三集に未収録であった軍記を一点収録した。

近世文書

文化

歴史

〈歴史物語〉

1

〔保元物語〕

（上巻の一部、前後欠、帳外
れ）

〔近世後期〕

大判型 写本 一冊
縦 帳

四 郡司大助家文書（その二）

所在
所有者

田村郡小野町
郡司秀喜

江戸時代に笠間藩分領であった小戸神村文書の一部である。笠間藩分領は、延享四年（一七四七）に牧野貞通が常陸国笠間に入部して成立し、牧野貞長の時代に和泉・河内・播磨国内などへ領地替となり、降って寛政二年（一七九〇）に再び磐城・磐前・田村の三郡内目録』第二集に二二八点収録されているが、ここでは第二集に未収録であった覚など二点を収録した。

近世文書

村と町

村と町

〔御用留〕

1

〔覚〕

（二月十八日より廿五日までの日誌、金銭出納覚、川前・江田・上平外、願書等、御請）

〔江戸後期〕

小判型 原本 一冊
横 帳

2

〔公文書綴〕

（帳外れ、表紙のみ、自文政一三至天保二）

〔江戸後期〕

中判型 原本 一冊
縦 帳

五 我妻家文書（その二）

所在
所有者
内容
白河市八幡小路七―一
白河市

明治時代に西白河郡釜子村（白河市東）の地域名望家であった我妻佐太郎家に伝わった近世後期から昭和初期にかけての教育関係文書である。吾妻家文書は『歴史資料館収蔵資料目録』第一七集に六五点収録されているが、ここでは第一七集に未収録であった『改正日本地誌要畧』巻之一を一点収録した。

近代文書

文化

学術芸能

（教科書）

1 改正日本地誌要畧 一
（青山紅樹書樓蔵版、巻之一
総論・両京・畿内、編者版
主東京浅草北富坂町三十四
番地、東京府平民大槻修二、
東京発兌書林浅草茅町二丁
目北澤伊八外、「吾妻佐太
郎」朱印、一部破損）
明治一〇・ 中判型 板本 一冊
六・一九 縦 帳

六 松本喜輝家文書（その二）

所在
所有者
内容

東白川郡埴町
松本喜輝
江戸時代から明治初期にかけて下中塚村の庄屋を務めた松本喜輝家に伝わる史料で、「福島県古文書緊急調査報告」第Ⅱ集に収録された同家文書の追加分。中塚村は初め常陸佐竹領、慶長七年幕府領、元和八年棚倉藩領、享保一四年から幕府領（竹貫代官所・埴代官所）の支配下におかれた。「元禄郷帳」に見える「中塚村枝郷館岡村」が独立して下中塚村（村高四〇石余）となった。民風改正についての高札一点と苗字帯刀の免許状一点を収録した。

近世高札

1

〔民風御改正〕申渡
（埴御役所より中塚村宛、農業出精・孝行奨励・冠婚葬祭衣食質素儉約など六ヶ条）

安政五・
一二
高札 原本 一枚

近代文書

町と村

町と村

〈身分・由緒〉

2

〔苗字帯刀御免申渡〕
（村社一風外二名より下中塚村庄屋喜兵衛宛、昨年違作二而近村夫喰差支糶貸渡候段奇特二付）

〔明治三〕
午・八
一紙 原本 一通

福島県歴史資料館収蔵資料目録 第46集

県内諸家寄託文書(40)

平成27年3月30日 発行

発行 公益財団法人 福島県文化振興財団

編集 福島県文化センター歴史資料課

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193・FAX 024-534-9195

URL <http://www.history-archives.fks.ed.jp/>

E-mail : office@history-archives.fks.ed.jp

印刷所 株式会社クサカ印刷所

〒960-8132 福島市東浜町7-35

TEL 024-534-7135・FAX 024-531-2604

